

平成17年第1回大仙市議会定例会会議録第4号

平成17年6月17日（金曜日）

議事日程第4号

平成17年6月17日（金曜日）午前10時開議

第1 一般質問

出席議員（116人）

1番 藤田和久	2番 佐藤文子	3番 小山誠治
4番 高松昭一	5番 田中孝悦	6番 今野鴻業
7番 佐々木昌志	8番 佐藤耕悦	9番 安部寛治
10番 小松一義	11番 渡邊秀俊	12番 進藤聆爾
13番 川原誠徳	14番 佐々木金治	15番 佐藤勝美
16番 高橋照雄	17番 菊地喜代司	19番 杉澤千恵子
21番 北村稔	22番 児玉裕一	23番 鈴木三男
24番 竹原弘治	25番 伊藤晴敏	26番 加藤博康
27番 千葉次郎	28番 三浦一夫	31番 佐々木秀治
32番 高橋恵五郎	33番 伊藤長一	34番 伊藤祐耕
35番 佐々木清二郎	37番 菊地幸悦	38番 齊藤正俊
39番 佐藤孝次	40番 山崎栄一	42番 大野忠夫
43番 伊藤晴通	44番 田村一郎	45番 千葉友悦
46番 千葉健	47番 豊嶋明	48番 小笠原悌二郎
49番 大野清昭	50番 佐藤隆盛	51番 高橋清之助
52番 鈴木長生	54番 佐々木恒男	55番 大坂義徳
56番 熊澤龍雄	57番 藤嶋次男	58番 能味垓一
59番 武藤清	63番 高橋篤朗	64番 鈴木静男
66番 進藤文五郎	67番 土井文夫	68番 川原忠夫
69番 福原信男	70番 伊藤克輝	72番 佐藤泰久

73番	藤谷一誠	75番	鈴木勝博	76番	高橋敏英
77番	畦田健	78番	佐々木十三夫	79番	小松栄治
80番	佐々木與一	81番	戸堀實	82番	富岡弘
83番	今野智	85番	小西郁雄	86番	鈴木誠一
87番	小松悦歩	88番	本多良典	89番	伊藤清
90番	佐藤芳雄	91番	高橋孝夫	92番	鈴木孝篤
93番	加藤勲	95番	佐藤一	97番	大橋秀
98番	藤田君雄	99番	小山緑郎	100番	橋本五郎
101番	茂木隆	102番	大山茂	103番	大山利吉
104番	出原武郎	105番	門脇茂雄	106番	佐々木圭一
107番	佐藤清吉	108番	佐々木忠雄	109番	小山田トシ
111番	信田勇一	113番	加藤孝悦	114番	高橋一志
115番	原則雄	116番	長澤春男	117番	高橋幸晴
118番	菅原長左衛門	120番	木元正一郎	121番	草薨忠誠
122番	斉藤博幸	123番	鈴木辰美	124番	大河昇
125番	松本博	126番	鈴木馨	127番	鈴木隆太郎
128番	岡田博介	130番	高貝昌伸	131番	長沢典雄
132番	斎藤幸巳	133番	小柳悦朗	134番	門脇一男
135番	高橋長一郎	136番	佐々木洋一		

欠席議員（10人）

20番	仲村力夫	60番	田中喜一郎	61番	鎌田正
62番	三浦泰治	71番	亀井義信	74番	大坂猛夫
94番	今野篤	96番	後藤昌伸	110番	小松重文
129番	三浦圭光				

説明のため出席した者

市長	栗林次美	教育長	笹元嘉辰
総務部長	久米正雄	企画部長	佐々木正広
市民生活部長	高橋源一	健康福祉部長	根本正進

農林商工部長	金 正 行	建設部長	鎌 田 栄 治
病院事務長	高 橋 大 樹	水道局長	田 口 良 邦
国体準備事務局長	中 嶋 喜代博	教育次長	相 馬 義 雄
教育次長	毛 利 博 信	大曲総合支所長	川 越 貞 友
神岡総合支所長	鈴 木 三 郎	西仙北総合支所長	佐 藤 主 憲
中仙総合支所長	大 野 繁	協和総合支所長	武 藤 芳 和
南外総合支所長	佐々木 宏	仙北総合支所長	藤 肥 康 弘
太田総合支所長	金 谷 道 男	総務部庶務課長	元 吉 峯 夫
総務部財政課長	小 林 幸 悦	企画部総合政策課長	小 松 辰 巳

議会事務局職員出席者

局 長	田 口 誠 一	主 幹	齊 藤 茂
副 参 事	高 橋 薫	副 主 幹	鈴 木 康 悦
副 主 幹	伊 藤 雅 裕	副 主 幹	加 藤 博 勝
主 席 主 査	佐々木 孝 雄	主 査	佐 藤 マ キ
主 任	高 橋 正 人	主 事	菅 原 直 久

午前 10 時 00 分 開 議

○議長（加藤 勲君） おはようございます。

これより本日の会議を行います。

欠席の届け出は、20 番仲村力夫君、60 番田中喜一郎君、61 番鎌田正君、62 番三浦泰治君、71 番亀井義信君、74 番大坂猛夫君、94 番今野篤君、96 番後藤昌伸君、110 番小松重文君、129 番三浦圭光君、遅刻の連絡のあった者は111 番信田勇一君であります。

○議長（加藤 勲君） 本日の議事は、日程第4号をもって進めます。

○議長（加藤 勲君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

順次質問を許します。最初に81 番戸堀實君。

○81 番（戸堀 實君）【登壇】 おはようございます。

今日も一般質問 3 日目となりまして、大分お疲れのことと思いますけれども、今日 6 人質問することになっておりますので、どうかひとつお付き合いのほどよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、早速、私からは 2 つの質問についてお伺いしたいと思います。

1 つ目は、知的障害者についてであります。

北仙北 4 カ町村、田沢湖、西木、角館町、そして中仙によりまして「にじの会」というのができまして、小規模作業所を立ち上げております。それは、北部 4 カ町村で約 100 人前後の知的障害者がいまして、養護学校を卒業しても行くところがない、在宅になるということで作業所を立ち上げたところであります。それでは、大仙市にはどれぐらいの知的障害者がおられるのか、また、その人たちは施設利用者と在宅の人との割合はどのようになっているのでしょうか。また、大仙市には知的障害者の施設としてはふれあいのさと「まつくら」がありますが、大仙市としてはこの施設 1 つであります。また、この施設の内容としては、社団法人で行っているということでもありますけど、詳しい内容についてお知らせ願ひたいと思いますし、また、定員が 40 名と聞いております。大仙市としては、この 40 名の定数では少ないと思いますし、希望者がまだまだ多数おられると考えられますので、市として施設が不足ではないかと思ひますけど、そのようなことをどのように考えておられるのか。私の考えとしては、「まつくら」の早くこの分家をつくらなくてはならないと思います。その必要は、大曲養護学校の高等部の 3 年生には大仙市出身者が 8 名もおりますし、どこの施設も満所状態になり、3 月に卒業しますと入る施設がないという話を聞いております。そのためにも、この「まつくら」の分家を早急につくる必要があるのではないかと考えます。大仙市としての知的障害者の方々に将来的にどのような施設が必要か、またどのような支援ができるか、市の考えをお聞かせ願ひたいと思いますし、私はこの知的障害者が十分に入れるような施設、つまり作業所や更生施設が必要だと思ひますし、近い将来この人たちも一年一年年をとりますし、老人となります。そのためにも知的障害者が入れる老人ホームとか、障害者と兄弟や親が入れるような老人ホームが絶対必要になってくると考えられますが、市としての考えはどうでしょうか、伺ひたいと思います。

2 つ目の消防団についてであります。

市民の安全と財産を昼夜問わずお守りしているこのボランティア団体、消防団には敬意を申し上げたいと思います。大仙市になり団員が 1,400 名余りという大所帯であ

りますが、旧市町村のやり方の違いにより、いろいろな問題が出てきていると思います。合併協でもそのすり合わせがうまくいかなかったのか、まだいろいろな問題が残っているように考えられます。この消防団員の平等、公平性をどのようにして維持していくのかという点についてお伺いしたいと思います。

団員が使用している小型ポンプでも旧大曲市や中仙のように積載車に小型ポンプを乗せているところもありますし、2トン車以上の自動車ポンプを使用しているところもあると聞きます。これを統一していくのか、それとも旧市町村のやり方を尊重していくのかお伺いしたいと思います。

また、消防団の活動服、それから半纏についても、いつの時点でそろえるのかお考えをお伺いしたいと思います。

2点目として、幹部講習会がありますが、それについて今までは技術の向上だけが目的だったと思われませんが、今、合併いたしまして旧町村が取り払われましたので、団員の指揮高揚だけでなく、やっぱり意志疎通ができるような講習会、または団員になってから3年以内の団員の初任者講習なども開いてほしいという声があります。この初任者講習会については、市としてはどうお考えでしょうか。そして、3点目として、市町村が行ってきた消防施設整備が今までのように今後も可能かということであります。中仙では小型ポンプを毎年2台ずつ更新し、また、防火水槽なども2基ぐらい設置しておりましたが、各市町村でやっていることを統一性を持って今後続けられるかどうかという点についてお伺いしたいと思います。

以上、消防と知的障害者の施設について壇上からの質問を終わりたいと思います。

○議長（加藤 勲君） 81番戸堀實君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 戸堀議員の質問にお答えいたします。

質問の第1点は、知的障害者についてであります。

初めに、大仙市全体の知的障害者につきましては616人ですが、内訳は障害者499人、18歳未満の障害児117人となっております。

また、知的障害者施設の利用状況は、本年4月末現在212人となっており、施設別では入所更生施設21事業所149人、入所授産施設5事業所24人、通勤寮1事業所1名、通所更生施設2事業所38人であります。

これまでの大曲仙北圏域における施設の整備状況は、旧大曲と西部地区が「まつくら」、東部地区が六郷の「サンワーク」、北部地区が角館の「ふれあいセンターにじ」

となっており、各々の地区、市町村が援助・協力しながら進めてまいったところであり
ます。

次に、大曲地区の知的障害者通所施設「まつくら」の運営状況についてであります
が、平成15年10月1日に開設以来、当初の入所者34人から16年度には37人となり、
平成17年においては定員枠いっぱいの40人の利用者となっております。現在、大仙
市社会福祉協議会が施設長初め職員12人の体制のもとで、地元松倉地区及び協力事業
所のご支援をいただきながら、日常生活の自立や協調性を養う社会生活訓練、花火の玉
皮製造、テーブル等木工品の製作、漬物、農作業などの作業訓練を行っております。

施設の増設につきましては、大曲養護学校の卒業生や在宅の知的障害者の方々が今後
とも施設での社会生活訓練や作業訓練などを希望している状況にありますので、施設の
拡充等その必要性については市としても十分認識しているところであります。

具体的な支援策としては、通所更生施設「まつくら」が定員枠40人の満所となった
ことから、当面、既存施設で実施可能なデイサービス事業による受け入れを検討すると
ともに、入所需要に対応するため、「まつくら」の分場方式による定員増を目指してま
いります。分場の開設であります、統廃合により空いた保育所など公共施設を活用し
たいと考えており、18年度の補助対策に向けて取り組んでまいります。

質問の第2点、消防団に関する質問につきましては市民生活部長から答弁させていた
だきます。

○議長（加藤 勲君） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋源一君） 質問の第2点、消防団についてご説明いたします。

初めに、新消防団のあり方につきましては、合併協定書の中で「消防団は合併時に統
合する。なお当面、現市町村消防団を支団とするが、新市において消防行政に関する審
議を行う組織を設置し、消防団の組織体制について検討するものとする」と、という
ふうにあります。

ご案内のように、消防団は「自らの地域は自ら守る」という崇高な精神に基づき消火
・防災活動はもとより、平常時の啓発活動など幅広い分野で地域防災の要として重要な
役割を果たしております。

現在、市の消防団は、合併協定に基づき団長、副団長3人で構成する本部、旧市町村
の消防団単位の8支団・44分団体制としており、団員数も1,420名余りと、組織
そのものも大きくなり、管轄区域も従来より広大なものとなっております。

こうした中で隣接する支団間の管轄区域のあり方と出動態勢、団員の減少傾向や会社勤めの団員の増加など新たな課題も出てきておりますので、消防団装備、拠点施設の整備拡充、団員の待遇なども含めて消防団等の意見をお聞きしながら、順次検討整備を進め、大仙市消防団としての一体感の醸成、団員の士気の高揚を図ってまいりたいと存じます。

次に、幹部講習会についてであります。この幹部講習会は班長以上の幹部を対象に行うものであります。これまでは秋田県消防協会支部の主催で、それぞれの市区分会で開催していましたが、合併により地区分会が解散していることから、今年からは大仙市消防団として8支団が一堂に会して開催することになり、去る6月12日の午前には幹部教養講習会、そして午後からは操法講習会を実施し、技術の錬磨と向上を図っております。

今後、幹部講習会で訓練を受けた幹部により、各支団、各団員に内容伝達され、火災への対応を初め操法訓練大会等に活かされるものと存じます。

こうした講習会は、技術の錬磨、向上もさることながら、団員同士の交流を通じた意思疎通、一体感の醸成につながるものと思っており、消防団の意見等も踏まえ、講習内容等の充実にも努めてまいりたいと存じます。

次に、消防施設の整備についてであります。合併協議においては旧市町村消防団において整備したものは新市に引き継ぐものとしているほか、老朽化したものは更新することとしておりますが、旧市町村間の整備状況には消防水利等の充足率においても地域格差が見られます。

今後は、各地区の整備状況を初め、隣接する地区との地理的状況等を調査した上で、さらに市全体を見据えた消防施設の配置整備をしていかなければならないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（加藤 勲君） 81番、再質問はありますか。はい、81番。

○81番（戸堀 實君） 知的障害者の施設についてでありますけれども、市としても十分施設が足りないということを認識しているようですけれども、18年度の補助対象となりますと18年の3月に卒業して、養護学校を卒業してきた人たちには、すぐ入れないということですね。はい、わかりました。いずれにせよ施設が足りないということで、さっきもお話があったように、角館の「にじの会」、それから今の「まつくら」、六郷の「サンワーク」と3カ所しかありませんので、どうかひとつ早急に善後策を取ってい

ただきたいことをお願いしたいと思います。

消防団についてでありますけど、市の考えはわかりましたけど、この前のその、今話があったように講習会をやったわけですけど、行った団員からの話でありますと、活動服、作業服ができていないのは中仙と南外という話を聞きましたけど、ほかの地区の方々は今年度の予算でつくったということでしょうか。それから、半纏とのかみ合わせで、いつの時期にそろえるというような考えがあったらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（加藤 勲君） 最初に栗林市長。

○市長（栗林次美君） 知的障害者の通所施設の問題でありますけれども、この「まつくら」が満杯になるということは我々も事前に承知しておりましたけれども、合併の過程の中に入っておりましたので、準備が遅れてしまいました。申し訳ないと思っています。18年度の国庫補助の採択をきっちりしたいと思います。直ちに短期間で直すものは直して、18年度のできるだけ早い時期に作業所になるようやってみたいと思いますので、ご了解願いたいと思います。その間、現在の「まつくら」の作業所の中で、通所、デイサービスというような形の中で訓練、あるいは既存の施設を利用しながら、作業所になる前の様々な訓練など入れながら分場の完成までつなげたいと、こういうふうに思っておりますので、ご了解願いたいと思います。

それから、消防の関係でありますけれども、私はこの前、大仙、仙北地区の水防訓練の大会に出ておりますけれども、少しやっぱり作業服等がばらばらだなという感じがしておりました。合併の話し合いの中で旧大曲の方も遅れておりましたので、合併までに全部統一した作業服になるということでありましたので、急ぎ準備して、昨年準備したところではありますが、間に合わなかった旧町村もあったようであります。この件につきましては、消防団というのは、やっぱり団体、団結、統一、そういうものが一番大事だと思いますので、作業服の問題につきましては、9月の補正で是非対応させていただきたいと、こういうふうに思っておりますので、ご了解願いたいと思います。

それから、半纏の問題でありますけれども、これは少し、いろいろ地域性もあるというふうに聞いておりますので、少し調査させていただきたいと思います。やっぱり昔からの伝統のままの方が良いというお考えの団もあるようでありますので、その辺は消防団の皆さんと様々協議をしながら検討に入らせていただきたいと、こういうふうに思っておりますので、ご了解願いたいと思います。

○議長（加藤 勲君） はい、81番。

○ 8 1 番（戸堀 實君） 知的障害者に対しては十分お考えのようではありますが、分場となっても小規模作業所と同じく定員が 1 9 名となると思いますので、やっぱり西地区 1 カ所、それから東部地区 1 カ所というような 1 カ所だけでなく考えていただきたいことをお願いしたいと思います。

また、消防の方については、9 月の補正ということで、どうかよろしくお願いしたいと思います。

あと、各旧市町村の消防設備には、合併協議で引き継ぐということになっておるということですので、どうかひとつよろしくお願いしたいと思います。

これで終わります。

○議長（加藤 勲君） 8 1 番、答弁いらないですか。

○ 8 1 番（戸堀 實君） いりません。

○議長（加藤 勲君） はい、わかりました。

これにて 8 1 番戸堀實君の質問を終わります。

次に 9 8 番藤田君雄君。はい、9 8 番。

○ 9 8 番（藤田君雄君）【登壇】 おはようございます。

私の質問は、既に皆さんお聞きになったことですので、再確認という意味で簡単に質問させてもらいます。

私からは、農業と予算の配分について、この 2 点ですのでよろしくお願いしたいと思います。

まず農業についてですが、今年の状況を見ますと、雪解けが遅く、その後低温、降水量不足等で春野菜類は二十日程度の生育の遅れを見ているようです。気象状況を見ますと、5 月 4 日から 6 月 5 日までは前年対比で温度で 8 6. 8 %、降水で 5 7. 3 %、日照で 1 0 4. 4 %となっています。これが 6 月 1 2 日までなりますと、温度で 9 5. 1 %、降水で 4 3. 0 %、日照で 1 1 9. 4 %となっております。特にこの中で作物に影響したのは、5 月 1 7 日までの低温でございます。このような状況下で 5 月末の野菜の販売量を見てみますと、ほうれん草で前年対比 7 1. 2 %、これは異常乾燥で、発芽しても地場なれがしないという状況が続いたようでございます。また、アスパラにいたっては 3 4. 9 %、数字には出てきませんが、枝豆は早生種で約 4 0 %程度の撒き直しがございます。そら豆は雪解けが遅く、定植の遅れから背丈が伸びず、みつ豆のさやが今までより随分不足のようでございます。このような状況を見たときに、行政としてはど

のような指導、あるいは対策をとり、農家の再生産の力になるのかお考えがございましたらお知らせをください。

また、次に、今は良いものをつくっても売れる時代ではございません。良いものとわかってもらって初めて売れる時代です。そのことは皆さん既にご承知のことと思います。まして低農薬、減化学肥料というような時代でもございません。消費者に、これだと認めてもらう方式、それが必要だと思います。県では秋田ブランド認証制度をつくり、安心と満足を届ける秋田ブランドをつくろうとしています。秋田ブランドは確かに良い。でもその中でも大仙ブランドは最高級であるというイメージづくりの方策をひとつ考えていただきたいと思います。

地域づくりの原点というのは、私は農業にあると思います。ですが、旧市町村ごとに農業複合化に対する温度差があります。これをどのようにして大仙市全体を活性化する農政を確立するのかお知らせを願いたいと思います。

また、今、普及所が普及センターに代わり、今度は普及指導課に変わりました。20人体制から15人体制になり、指導力の減少を余儀なくされております。そこで大仙市が関係機関と一体となった指導体制を確立する必要があると私は思います。大仙市が第一にまちづくりの基本目標とした大地の恵を生かした安全・信頼の食糧供給基地をつくるためにも、その意欲を世に示すためにも必要と思いますが、いかがでしょうか。

次に、予算の配分についてお伺いいたします。

国体が19年度にあり、県あるいは国との連携事業もあり大変苦労したと思いますが、普通建設事業の予算の旧市町村への配分の比率は、今後も今年予算の配分の比率で続くでしょうか。また、今後、合併時に話し合った建設計画事業で積み残された事業が数多くあるようですが、補正でどの程度事業の実現ができるのかお知らせを願いたいと思います。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（加藤 勲君） 98番藤田君雄君の質問に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 藤田議員の質問にお答え申し上げます。

農業を基幹とする新市においては、野菜は重要な複合作物であること等から、夢プラン応援事業への単独嵩上げや大仙市出荷促進助成事業及び大仙市園芸産地拡大対策事業等の新たな事業により生産拡大を誘引しようとしたところであります。

ご質問の野菜等低温対策につきましては、まだ具体的に詰めていないというのが正直

なところであります。現在、ＪＡ秋田おばこや当該作目部会において対応策を協議しているとのことで、まずその動向を注視しておりますが、今後、新市の農業マスタープラン等の策定作業において、現在３２品目もの重点作物の絞り込みやご指摘の低温対策等の協議を通し、広く新市の農業振興の観点から具体化されるものと考えております。

なお、市としてもこの問題につきましては、低温被害に対する問題につきましては対応を検討してみたいと思います。

次に、マーケティングに対する行政としての対応につきましては、大仙市でも「おばこ米」や「おばこ牛」、ほうれん草、モロヘイヤ等市場評価の高い農畜産物がありますが、付加価値の面も含め、関係制度や先進事例の調査、推進のノウハウ等にかかわる作業に着手してみたいと思います。

次に、大仙市を活性化する農政の確立についてであります。合併前の事業のすり合わせにおいては、農業振興を目指す目的は１つとしながらも、各市町村ごとのそれまでの経緯等から、総予算に占める農業関係予算の割合の違いや、例えば補助に対する意識の差異等により調整に時間を要した項目も多く、一部調整がなかった事業について当該支所に対応したものもあるところであります。しかし今後、同じ枠組みとなりましたので、この中での協議や新市の農業マスタープラン等の策定を通して、新しい農政の構築を図らなければならないと考えております。

次に、指導体制の確立につきましては、昨年の農業改良助長法の改正により、国による改良普及センターの設置規制が廃止され、設置が都道府県の判断に委ねられたことにより、本県では普及指導課に一本化するとともに人員や作業の軽量化を図っております。

私も大曲市長当時から、機会あるたびに県に対し普及指導機能の維持・強化を要望してまいりましたが、残念ながら県では、いわゆる普及指導のスリム化という結論で進んでおります。これからは大仙市としての具体的な農業指導体制を構築しなければならないものと認識しているところであります。その意味から所信表明の中で、その一端として（仮称）集落営農・法人化指導センターの設立を提示したところであります。

今後、本センター設立に向けての作業と並行して、どういう形の指導体制を農家が期待しているのか、その役割、機能も含め、具体的な農家指導体制の方向を明らかにしてまいりたいと考えております。

質問の第２点は、普通建設事業についてであります。

初めに、今回、当初予算を編成するにあたりましては、あくまでも各市町村から持ち

寄って作成した予算原案をベースにして編成作業を進めたところでありますので、各総合支所ごとにバランスを取るように配分するという考え方で編成したものではなく、したがって、今後もこの比率で予算編成をするというものではありません。国が進める三位一体改革の影響を受け、国庫補助負担金の削減では税源移譲に結びつくものと一般財源化されるものがあり、また、地方交付税制度の見直しにより財源確保が厳しい状況になると予想され、慎重な財政運営が必要となることから、計画されている事業の見直しについてさらに精査が必要であります。多様化する市民ニーズに対応すべく、大仙市全体としての事業の位置づけや事業年度の集中を避け平準化を図るためにも、事業の優先順位をつけ、大仙市が一体となって発展していけるよう努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、補正対応につきましては、当初予算の財源確保が厳しかったことから補正財源もまた厳しい状況にあります。今回の予算に計上すべき経費で今後必ず補正予算に計上していかなければならないものとして除雪対策費約3億5,650万円、地方バス路線運行維持対策費7,800万円などがあります。その他の予算計上されなかった事業につきましては、事業計画を取りやめたというのではなく、少し時間をかけて財源を含め検討を要するもの、事業実施期間の変更の検討など見直しを指示した事業があります。それらの再検討案を含めて優先順位をつけ、財源等の整合性を図るとともに、財源の確保できない事業につきましては他の財源を模索したり、さらに縮減・廃止を含めながら検討を重ね、今後、予算計上の時期を見定めていきたいと考えておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（加藤 勲君） 98番再質問ありませんか。はい、98番。

○98番（藤田君雄君） 農業のことについて1つだけこれはお聞きしたいことなんです。今、それぞれいろんな対策を取りながら各部会、あるいは生産者が集まり勉強会を開いたり、あるいは農協と話をしたりしてございます。しかしながら、今まで旧中仙町の場合は、そこに行政が入っていたんです。私も農家でございます。そこに行政が入っていることによって、ああ一緒になって心配してくれる、一緒になってこれに対応してくれるんだなという農家自体に元気が出てきます。どうかできるだけ早く農協、ある生産者団体との連絡、ネットワークを取りながら、生産者とも話し合える場、話し合おうとする意欲を持っていただきたいと思います。

それから、予算のことなんですが、実は旧中仙の、私中仙ですので中仙と言いますけれども、16年度の一般普通建設事業費が、比べますと17年度で5億1,300万落ちているわけです。ということは、12億ですから、16年度12億ですから大変な額なんです。大変な比率なんです。大曲は、これは大仙市の顔でございます。玄関でございますので、我々、良くなることは大賛成です。しかしながら玄関が良くなって、冬に寒くなったということで裏の薪小屋に行ったら薪小屋がつぶれていたという状態では、これは一緒になって頑張ろうという気が生まれてこないと思いますので、なおさら合併初年度でございます。大仙市1つになった考え方で優先順位をつけたと言われますけれども、完全にその優先順位というのは、中仙は、中仙地区は振り落とされている、どうでもいいやというような感じにさえ聞こえます。そうではないと思います。市長は弱い、本当に農村を愛し、農村文化を愛し、その中で育ってきた方です。あなたの父上の歩いた背中を見ながら育った方ですので、農村がどれだけ活性化をすれば地域が活性化するかわかりだだと思います。と同時に、今、大仙市は大曲に身内、要するに大仙市の人間を集めなきゃいけないんです。今までは、ほかの町村の人間を集める努力です。そのことをお忘れなく、このあと考えていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤 勲君） 栗林市長。

○市長（栗林次美君） 最初の農業問題の関係でありますけれども、様々なその部会対策の中に行政の顔が見えなくなったというようなご指摘でありますけれども、それぞれの旧市町村時代は、それぞれ相当そういう中に入って作業をしてきたはずであります、各町村。現在もそういうことになっていると私は思っておりますけれども、今、藤田議員のご指摘のようなことがあれば大変ですので、もう一度この件につきましては農林部長から具体的に答弁させます。

それから、2点目の普通建設事業の関係でありますけれども、大仙市全体としてのこれからの施設、様々なものの活用という前提の中でこの予算を考えたわけでありまして、決して議員ご指摘のような形で物事を考えてやってきているわけではありません。今、具体的な事例について総務部長から説明させますけれども、例えば中仙地区において公園等、緊急雇用事業を使ってかなりやられておりました。しかし、この緊急雇用対策事業につきましては国の制度がなくなりまして、これは全部今度自力でやらなきゃならないという形になります。そのとおりやりますと。それでは、とてもでないですけども自治体が持たないということでありますので、そういう公園の様々な維持管理について工

夫を凝らしながら、少し限られた人数の中で対策を協議してもらえないかと、こういう形で担当部署に指示した経緯などもございます。

それから、大きい、一昨日からの議論になっておりますけれども、この青年の家の問題が大きいのではないかと思います。これもずっとお話しているように、19年国体ということをして1つの目標としても少し時間がございますので、この施設が本当の意味での子供たち、青少年、あるいは大人を含めた様々な研修施設に、ある意味では県南では子供の研修施設といいますと保呂羽山しかないわけでありますので、そういう関係が県南には非常に少ないということでありますので、この研修施設をもう少し知恵を借りながら、本来の意味での国体のあと、研修ができるような、そういう工夫を何とかしながら、これつくった後じゃなくてつくる前からそういう設計思想の中に入れていきたいと、こういう思いで大仙市全体としてこの問題を少し時間をかけて考えさせていただきたいと、こういう形で調整したつもりであります。

ほかの点につきましては、総務部長からも答弁させていただきます。

○議長（加藤 勲君） 久米総務部長。

○総務部長（久米正雄君） 普通建設事業の関係でございます。16年度と比較して中仙が大幅に減額されたというふうなことでございますが、今、市長が答弁したとおり、そういうことじゃなくて、大仙市全体として、新市としてどうあればいいかというふうなことを念頭に入れながら、それぞれの地区、旧町村から持ち寄った予算原案をもとにして、それで緊急性とか、必要度とか、そういうふうなことを考慮して予算計上したわけでございます。それで、昨日もご説明申し上げましたけれども、中仙の場合は何の事業が今回計上されなかったかということでございますけれども、1つは青年の家の大規模改修工事でございます。これについては利用方法等、今後どのような形で利用していくか、そういうふうなことをひとつじっくり検討した上で予算計上したいというふうなことでございますし、また、まちづくり交付金のことについても事業全体をもう一度見直ししまして、まちづくり交付金については旧中仙だけでなく神岡等もございますし、そういうふうな旧地区のバランス等も十分検討して、この事業の必要性等を検討して、今後補正計上したいというふうなことで今回の予算から減額されていることでございますので、ひとつ中仙だけ大幅に減額したということじゃないもんですから、そういうことをどうかご理解願いたいと思います。

○議長（加藤 勲君） 次に、金農林商工部長。

○農林商工部長（金 正行君） ご指摘の件につきましては、様々な部会があるわけでご
ざいますけれども、ただいま行政の顔が見えないということを耳にいたしまして大変残念
に思っております。今後、生産者と行政との話し合いということで、大仙市の方では
農政の今後の指針となる農業マスタープランをこれから作成しなければならない時期に
入っております。したがって、私ども各総合支所、日中間わず、夜でも結構でござ
います。私共が直接現場の声をお聞きにまいりますので、ひとつその節はよろしく願
いいたします。

あと、各支所の農業指導ということで農業指導センターが各旧 8 市町村に現在もあり
ます。そういった方々もまだ見えていないというふうに私解釈いたしておりますので、
各総合支所とも密に連絡を取りながら、今後こういうことのないようにいたしますので
よろしくお願いしたいと思います。

○議長（加藤 勲君） これにて 9 8 番藤田君雄君の質問を終わります。

この際、暫時休憩します。10 分ほど休憩します。11 時再開です。

午前 10 時 51 分 休 憩

.....

午前 11 時 00 分 再 開

○議長（加藤 勲君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。58 番能味塚一君。

○58 番（能味塚一君）【登壇】 58 番の能味でございます。よろしくお願いいたしま
す。

栗林市長は初代の大仙市長に選ばれて、その重責を担うことになりますが、行政
の長として 8 つの地域を統括して市民の負託に応えるため、その手腕をいかに発揮
されるよう大いに期待し、改めて祝意と敬意を表したいと思います。

また、市長は、所信表明の中で三役体制の問題に振れられましたが、今定例会に助役
人事を追加提案したいとの意向を述べております。その人選については、大仙市民に
とって最もふさわしく適材であり、全会一致で賛同される人事であることを特に市民と
共に強く要望いたします。

それでは、通告に従いまして順次質問させていただきます。

私は、教育民生委員会に所属しておりますので、今回は教育に直接・間接的に関連い
たします事柄に絞って質問いたします。

その前座といたしまして2つほど、省エネ対策につきまして取り上げたいと思います。

まず1つは、ノーネクタイ・ノー上着、いわゆるクールビズの問題であります。国際的に地球温暖化が叫ばれて久しいわけではありますが、6月に入りまして、省エネは職場からという身近なところから端を発しまして、国会を初め中央官庁を筆頭にこの運動が話題を呼んでおります。お役所が率先垂範して行動を起こすことに大きな意義を認めます。県内ではどんな動きがあるのか、また、大仙市といたしましては、どう受け止め、どう対応しようとされているのかお伺いをいたします。

あと1つであります、サマータイムの制度の導入に対する考え方についてであります。

この制度は、昭和23年から4年間、継続して実施された経緯がありますが、それからほぼ半世紀ぶりで再燃したわけであります。ヨーロッパの多くの国やアメリカなど70カ国余りでは既に実施されておりますが、国内では賛否両論拮抗いたしているようであります。具体的なメリット・デメリットはそれぞれ意見のあるところであり、理解できますが、省エネ、地球環境保全に対する国民の意識改革のきっかけとなることでありまして、これこそ格好の制度であると考えます。加えまして、家庭生活にも良い意味での刺激を与え、ゆとりのサイクルを生み出す良い機会にもなると思いますが、見解を伺いたいと思います。

それでは、本題に入らせていただきますが、最初は食と農の件でございます。

食と農はどちらかといいますと、あまりに近すぎる間柄であるわけでありまして、誰もがその意義を区別しながら、意識しながら常に考えているわけではないわけですが、食はその国の文化を象徴するとまで言われております。この10日に食育基本法がようやく成立したことはご案内のとおりであります。しかし、法律を制定しなければならないほど日本の食、食生活が乱れていたことを考えると、経済大国の一面に位する日本にとっては、誠に情けないことだと思います。その実態を食の教育の立場から、どう理解しているのか所見を伺いたいと思います。

特にバブルを前後といたしまして食の乱れが進み、栄養の偏り、肥満ややせ過ぎ、生活習慣病の増加、不規則な食生活に加え食品の安全性の不安、食料自給率の低下など、家庭ではとても消化できないほどの事態に陥っていることから、食の教育を官民あげて国民運動として盛り上げようとする法でございます。その運動に大きく加勢するには、広く農業の力を借りなければならないと思います。食を生み出す農との距離がますます

拡大する傾向にあることは誠に残念なことであります。しかし、本県では食の国秋田推進運動に併せまして、食農教育に支援することになったことは喜ばしいことであります。そこで、農業の持つ役割や機能を教育にどう取り上げるかが肝要でございます。当局からの所見を賜りたいと思います。

さて、不規則な食生活の典型は、朝食抜きの実態であります。文部科学省の調査によりますと、朝食を摂る子供と摂らない子供との頭脳の、いわゆるテストの成績に大きな差があるというデータが出ております。朝食は頭脳の働きや生活のリズム、活力にいかに関与しているかの実証でございます。当市では朝食を摂らない生徒の実態をどう見ているのか、お伺いいたします。

また、一例として、青森県では朝ごはん条例という条例を制定している町があります。朝食の重みを地で行くような条例であり、米飯を中心に学校給食に様々な趣向を凝らしながら成功している例をここに紹介したいと思います。

次に、ゆとり教育と能力重視の教育についてでございます。

文部科学省では、ゆとり教育の路線から能力重視の方向に指導要領を見直そうとする意向を示しておりますが、生徒から総合学習で統括される情操教育を削減するならば、人間形成上極めて問題があり、魅力がなく、味気のない教育にならざるを得ないと思いますが、所見をお伺いしたいと思います。子供の頃の感性や情操体験は一生涯ついてまわるものであります。土に触れ、種を蒔き、収穫する喜びの心、植林に汗を流し、緑化に奉仕する心、牧場で草の香りに酔う心、稚魚を放流してしばしの別れを告げる心、これは全て自然が育むすばらしい教材であります。

ところで当市には学校林や財産区の山林はどれぐらいあるのか。その管理は行き届いているのか。生徒たちの植えた木はどうなっているのか。また、大仙市誕生の記念植樹を老若男女多くの市民の手で実現できないものか意見を伺いたいと思います。

ところで、緑の森林で気にかかることがあります。松くい虫の被害木であります。全市的に広がっている松くい虫は、昭和56年、秋田入りをしました。今は既に青森県境まで広がっておりますが、山を眺めながらある親子の会話を聞きました。「あの赤い木がアカマツだよ」と、こう笑ってはいられない親子の会話を耳にしたことがあります。今はその木は白い骸骨になってしまい、痛々しく感じます。一体当市としてどれぐらいの被害量で、防除や伐採整理などの費用はどれぐらいかかったものか、お知らせいただきたいと思います。

また、多くの学校では社会教育の一環としてごみを拾う環境美化に精を出している生徒の姿を見かけます。生徒たちは、どんな心境で奉仕しているのか。ごみを拾う行為は素晴らしいものでありますけれども、捨てない心を養うことがもっとも大事であることを認識する必要があると思います。

次に学校給食に触れていきます。

学校給食は、それこそ食と農の接点の場であります。学校教育の中で給食をどうとらまえ、どう位置づけ、どう評価しているのか、また、生徒の受け止め方はどうか、所見を伺いたいと思います。特に米飯、ごはんに対する反応に現在変わりはないものか、変化がないものか、食材・メニューは各校ともどう統一されているのか。地場産食材の使用実態は各校に差異があるのか。特定農家との安定した供給体制が確立されることが望ましいわけではありますが、その実態はどうなのか。地産地消の運動は秋田が発祥の地であると聞きます。発祥の地として、そのプライドに傷がつかないように行動しなければならないと思います。

次に、学校の再編についてであります。

少子化が加速しており、学校の再編の必要性が論じられております。既に協和地区の小学校では、具体的にその俎上に上がり、計画が進んでおりますが、その地区以外の実態について、特に複式学級、老朽化など、空き教室などの問題がどうなっているのかお知らせを願いたいと思います。

また、今後の生徒数の動向につきましても参考にさせていただきたいと思います。

また、統廃合された場合の登下校時に問題となります足の問題については、どうしても一番心配なことでありますので、その辺の対応もお知らせをいただきたいと思います。

なお、当市の公立学校配置の全体像、マスタープランは、いつを目途にして検討するのか、お伺いいたしたしたいと思います。

次に、6番目にありますけれども、児童生徒の虫歯の対策でございます。

歯科医師会では「2080運動」を推進しまして虫歯予防と治療のPRに努めているようでありますけれども、児童生徒の虫歯の実態は、本県は残念ながらワーストのランクにおかれていることはご案内のとおりであります。誠に遺憾であります。当市の児童生徒の虫歯の実態は、どんな状態であるのかお伺いいたします。

本県は、昨年からは虫歯予防の事業に対しまして、いわゆるフッ素洗口を取り上げておりますが、当市の実態を伺いたいと思います。以前からフッ素洗口の安全性や有効性に

については、あらゆる機関が推奨いたしているところでもあり、本県のワーストランクからの脱却を目指して対応するよう検討すべきと思いますが、所見を伺いたいと思います。

最後の項目になりますが、大曲中学校の個人情報流出事故についてであります。

今年２月、マスコミで報道され、一部生徒の個人情報が大量に流出する事故がありました。その原因の究明は、どこまで進んでいるのか。また、今後の防止策等につきましては説明をお願いいたしたいと思います。併せまして、この結果、どんな現象が巷に起こっているのか、わかっている範囲でそのケースを知らせてほしいと思います。

以上、雑駁に質問申し上げましたが、ひとつよろしくご回答をお願い申し上げたいと思います。

１回目の質問をこれで終わります。ありがとうございます。

○議長（加藤 勲君） ５８番能味塚一君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 能集議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第１点は、省エネ対策についてであります。

初めに、ノーネクタイ・ノー上着にかかわる県内の動きにつきましては、国及び県においては、報道等でご承知のとおりと存じますが、市町村においては冷房設備の有無などの条件の違いもあり、従来から実施している、あるいは現在のところ実施は考えていないなど、その対応は様々のようであります。当市につきましては、先般の小笠原議員のご質問にお答えしたとおり、一定の効果は認めつつも公務員の身だしなみということも考え、今年度はノー上着を実施するとともに、今後、市民の声も伺いながら来年度以降の方針を確立してまいりたいと考えております。

次に、サマータイムにつきましては、主に省エネルギー、経済波及効果、余暇時間の増加などの観点から、国を初めとして各方面で導入についての議論が再び活発化しておりますが、その意義については議員ご指摘のとおりであります。サマータイム導入につきましては、その効果が期待される一方で、効果に疑問を呈する考え方があるほか、実施に伴う様々な課題も指摘されているところであり、市といたしましては、今後、国や県の動向などに注目してまいりたいと考えております。

質問の第２点、食と農の間の歪みに関する質問につきましては教育長から、質問の第３点、ゆとり教育と能力重視教育のうち、１点目の感性と情操を培う教育につきましては教育長から、２点目の農林業・畜産業をもっと身近に、に関する質問につきましては農林商工部長と教育次長から、３点目の環境美化ボランティアに関する質問につしまし

ては教育長から答弁させていただきます。

また、質問の第４点、学校教育の位置づけに関する質問につきましては教育次長から、質問の第５点、少子化と学校の再編に関する質問につきましては教育長から、質問の第６点、児童生徒の歯は健康のバロメーターに関する質問につきましては教育次長から、質問の第７点の大曲中学校の個人情報流出に関する質問につきましては教育長から、それぞれ答弁させていただきます。

○議長（加藤 勲君） 笹元教育長。

○教育長（笹元嘉辰君） ほとんどが教育に対するご質問、ありがとうございます。

私からは、８項目ほどの内容についてお答え申し上げますので、大分の時間をいただきますことをご勘弁お願いいたします。

質問の第２点は、「食」と「農」間の歪みについてであります。

初めに、食育基本法と「農」を動かす教育についてであります。食の乱れにつきましては社会環境の大きな変化とともに深刻になってきております。生活習慣病と食生活の関係が指摘されるなど、健全な食習慣の形成は、今や家庭だけの問題にとどまらず国民的課題となっています。このようなことから、学校教育といたしましても食の教育は、現在、重要な教育課題の一つととらえております。

次に、農業の持つ役割や機能を教育にどう取り上げるかにつきましては、社会科の学習として小学校３年生で市内の農業の様子を学習、５年生で日本の農業の役割や意義についての学習、また、生活科や総合的な学習の時間において実際に野菜などを育てたり農作業を体験したりすることなどの学習機会が多くございます。

次に、朝食は食育の始まりについてであります。県教育庁保健体育課が実施しました「平成１６年度児童生徒ライフスタイル調査」によりますと、「朝食を毎日食べる」と答えた児童生徒が約８７％、旧大曲市養護教諭部会の調査によりますと、旧大曲市内で「毎日食べる」と、こう答えた児童生徒は約９５％となっております。まずは保護者に子供たちの毎日の生活状況を注意深く見守っていただき、養護教諭や栄養職員、家庭と連携しながら食事の大切さに気づかせ、規則正しい朝食の習慣づくりをしなければならぬと考えております。

しかしながら、学校における指導にも限界があり、議員各位初め関係者の啓蒙、ご尽力にも期待するものであります。

ご質問の第３点は、ゆとり教育と能力重視についてであります。

「ゆとり教育」の理念は、議員ご承知の如く、学習内容と授業時間を削減し、どの子にも基礎基本をしっかり身につけさせること、さらに総合的な学習の時間を設立し、教科の知識・技能を取り入れながら、子供が自分で課題を設定し、探求し、体験し、受け身でない主体的・能動的な学習を目指したものであります。

しかし、「ゆとり」が「ゆるみ」ととらえられた面もあり、学力低下の声も出てきましたが、先般、文部科学省が発表した平成15年度の小中学校教育課程実施状況調査の結果では、前回、平成14年度調査より正答率の上回ったものが全体の41%、差のなかったものが39%、下回ったものが17%という結果が出ております。

総合的な学習も3年目を迎えて充実してきており、むしろその使命は増大しているとの報告もなされています。したがって、今しばらく現在の教育課程での学習状況を見定める必要があると考えております。

議員ご指摘の生きる力の育成や感性、情操は、ゆとりと切り離しては考えられないものであり、こうした面を失わせることなく学力の向上も図ることは相反することではないし、むしろそのどちらをも充実させる学校のあり方に向かって歩みを進めるべきと考えております。

次に、環境美化ボランティアについてであります。クリーンアップなどの活動は、ほとんどの学校が実施しています。地域の方々や先生方も一緒に活動することが多く、共々のこうした活動からそれぞれが学ぶことは多く、子供たちからも快い反響を得ております。ごみを捨てない心には、こうした実際行動が大きく作用していくと考えております。

なお、今年度、県の「児童生徒環境美化教育促進事業」に大仙市内では船岡小学校、神宮寺小学校、花館小学校、太田北小学校の4校が参加します。実施日はそれぞれ違いますが、県から担当職員を派遣していただき、県内の環境美化の状況やその意義などを聞いた後、学校周辺のクリーンアップをする予定になっております。

質問の第5点は、少子化と学校の再編についてであります。

初めに、現況の分析と対応につきまして、まずは生徒数の動向でございますが、大仙市内児童生徒数は現在7,503人で、5年後の平成22年には6,434人となり、5年間で1,069人が減少いたします。学級数で申しますと、現在の337学級から5年後には279学級となり、58学級少なくなります。

複式学級は、現在、協和地区3校が該当しておりますが、平成18年度には協和地区

でさらに１校と西仙北地区１校が加わり、２０年には南外地区１校、２１年には大曲地区１校、２２年には神岡地区１校が加わると推計されますので、５年後には合計５地区８校となります。

なお現在３校で行われております複式学級については、市費による非常勤講師を配置し、主要教科等の部分的な複式解消を図っております。

空き教室につきましては、余裕教室として少人数学習や総合的学習、あるいは生活科の学習スペースとして活用しております。

老朽化につきましては、今般予算計上いたしております大仙市公立学校配置計画作成のための基本調査の中で調査を進めてまいりたいと考えております。

次に、統廃合への取り組みにつきましては、少子化に歯止めがかからないこと、今後毎年のように改築や大規模な修繕が予想されることなどから、大仙市公立学校配置計画を早急に作成する必要があります。

学校再編とその対応につきましては、今年度実施の基本調査結果を踏まえ、平成１８年度作成予定の学校配置計画の中で検討してまいりたいと存じます。

また、登下校時の交通問題についてであります。この件につきましても学校配置計画の中で、各校の適正規模及びそれにかかわる共通学区の設定等々の検討を慎重に重ねた上で、遠距離通学児童生徒への対応を考えることとなりますので、今しばらく時間をいただきたいと存じます。

ご質問の第７点は、大曲中学校の個人情報流出についてであります。

２月１日に同校個人情報流出が発覚し、警察では直ちに捜査を開始、教育委員会と大曲中学校が共に調査する形で連日捜査と調査が行われました。捜査には警察ハイクラス犯罪対策室の捜査員が加わり、また、コンピューター設置業者も加わりました。しかしながら、その後新たな進展が見られず、大仙市警察署、教育委員会及び大曲中学校の協議により、教育委員会と学校については５月２日をもって本事件を一旦収束とし、警察による捜査は引き続き行われることとなっております。

この件につきましては、各方面に多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを改めてお詫び申し上げます。

次に、今後の防止対策についてでございますが、どんな現象が起こっているのかというご質問もございました。この件によって教職員の緊張感、こういうものの取り扱いへの自覚というのが急速に強くなったといえますか、こう思っております。昨年度末に旧

大曲市としての安全管理ガイドラインを作成いたしました。内容は、情報を段階ごとに分類すること（重要度・機密度）、安全管理にかかわる校内組織をつくること、安全管理にかかわる研修を実施すること、児童生徒に指導する際の留意事項などからなっております。このガイドラインをもとに大仙市ガイドラインを作成し、４月２６日の大仙市教職員研究集会の際に提示し、同時に各校の実態に即した各校ガイドラインの作成を進めていただいております。

また、市内全教職員に公費によるパソコンを配備し、市のネットワーク管理のもとに高いセキュリティを確保するために、今般その経費を予算計上いたしております。しかし、何よりも児童生徒の個人情報扱う者としてのモラルと危機管理意識が基盤となるものであり、その意識の高揚には機会あるごとに努めてまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（加藤 勲君） 次に、金農林商工部長。

○農林商工部長（金 正行君） 次に、大仙市における松くい虫の被害量、防除や伐倒処理などの費用につきましては、大仙市管内ではマツノザイセンチュウが平成５年春に旧西仙北町、旧南外村、旧協和町で確認され、その後平成８年に旧神岡町、平成１０年に旧大曲市、旧中仙町、平成１２年に旧仙北町、平成１４年に旧太田町で確認され、被害が年々拡大しており、大仙市全体の被害面積は目視でありますけれども１，０４０ヘクタールとなっております。このため、松くい虫防除対策事業、保全松林緊急保護整備事業などの国の補助事業で平成６年度から平成１６年度まで大仙市管内で被害木の伐倒、くん蒸等の処理を１２，３１４平方メートル行っており、単独事業と併せて、これまで１億５，２５０万円の防除費用となっております。

今後の対応といたしましては、補助事業を活用し、被害木の伐倒、くん蒸等の処理を実施するとともに、単独事業では地上散布や樹幹注入などを行うこととしておりますので、よろしくお願いします。

○議長（加藤 勲君） 次に、相馬教育次長。

○教育次長（相馬義雄君） ご質問の第４点目の学校給食についてでございますけれども、初めに、学校給食の位置づけについて申し上げます。

バランスのとれた食生活と健康、そしてまた衛生管理などについて、直に体験しつつ学ぶとともに、自分の食べるものがどこから来ているのか、どのようにして作られているのかなどを学び、特に大仙市は農業を基幹としておりますので、この地域の社会、そ

れから生産者との人間関係のあり方まで含んだ、いわゆる食農教育、食育教育の「生きた教材」として大切なものととらえてございます。学校生活の中で児童生徒が最も楽しみにしている時間でもありますので、給食指導の重要性が再認識されているところでもございます。

児童生徒の米飯給食に対する反応でございますけれども、食への関心が高まり、農作業体験活動などと相まって地産地消への取り組みも併せて行っている関係から、地域を愛する心、あるいは生産者に感謝する気持ちなどが徐々に育ってきているというふうに感じております。

それから、学校給食の内容でございますが、メニューは学校給食センターごととなっております。米飯の回数のご質問でございますが、給食センター単位で週に3回ないし4回となっております。地域の特性を活かした献立づくりを主眼に、米や野菜などを中心とした地産地消をできる限り取り入れた学校給食の提供に努めているところでございます。メニューの統一は図っておりません。

なお、米の消費拡大の一環といたしまして、米粉を使用したパンの使用を取り入れたセンターもございます。子供たちは、風味が良くて食べやすいとの評価でございますけれども、この単価的に4割ほど割高となります。そうした関係もございますので、このような問題がクリアされますと使用量の拡大につながっていくものと考えております。

次に、米を除く地場産食材の取り扱いの実態についてでございますが、平成15年度の統計で申し上げますけれども、市内給食センター8施設における主な使用野菜は、ジャガイモ・ニンジン・タマネギ・キャベツなど15品目でございます。その使用量は年間約13万6,000キログラムでございます。そのうち地場産の食材が27.9%であります。そしてその後、使用率は年々増加してきている傾向にございます。給食センター設置地域の生産条件等が異なることから、その取扱量については給食センターごとに差がございます。

また、安定した供給のために特定農家とのつながりはどうかということでございますが、個人農家との特につながりを持ってございません。ただ、各種団体等からの食材の供給といたしましては、大曲給食センターでは大曲朝市会、中仙給食センターでは菜果鮮クラブ、協和給食センターでは認定農業者協議会畑作部会、仙北給食センターではふれあい市場、太田給食センターでは太田グリーンクラブ、あるいは大農の太田分校などから、より新線な食材等の供給を受けているところでございます。特に中仙給食セン

ターにおきましては、１５年度の数値ですけれども４７．１％、これは全県的にも上位の使用率となっております。

以上でございます。

○議長（加藤 勲君） 次に、毛利教育次長。

○教育次長（毛利博信君） 続きまして、学校で農・林・漁・畜産業をもっと身近にということについてであります。学校での植林活動は、市内では現在行われていない状況ですが、田植え、稲刈り、花や野菜などの栽培などの体験活動は、ほとんどの学校で活発に行っております。学校林は大曲、西仙北、協和の３地区の一部の学校にあります。合わせて２０ヘクタールございます。山林のある財産区は、大曲地区では花館、大川西根、内小友、西仙北地区では大沢郷、協和地区では荒川、峰吉川、船岡、淀川にあり、山林所有面積は合わせて約１，０９６ヘクタールであります。

また、大仙市誕生の記念植樹についてであります。今後の計画の中で検討していく考えでございます。

質問の第６点は、児童生徒の歯に関することであります。

初めに、虫歯の実態につきましては、本県の乳児・幼児・児童の虫歯本数は全国と比べて明らかに高い状況にあります。大仙市における平成１６年度３歳児歯科検診の状況は、対象者７１２名に対し受診者６８１名で、受診率は９５．６％となっております。この中で虫歯のある者は３００名、罹患率４４．１％、１人当たりの虫歯本数は２．１０本となっております。

また、平成１６年度大曲仙北の小中学生の状況ですが、未処置の歯の所有率は小学生４２．７％、中学生３４．５％でありまして、全国と比較いたしまして、小学生では５．８％、中学生で５．４％高い数値にあります。但し、１０年前の調査よりは、小中学生とも未処置の歯の所有率は減少してきております。

次に、フッ素洗口につきましては、大仙市内では平成１６年度から協和、南外、大曲の一部の保育園・幼稚園で実施しております。

フッ素洗口の実施の検討につきましては、小学校、市町村の担当職員による地区会議を開催しておりますし、旧大曲市では歯科医師会、教育委員会、学校による学習会も開催いたしました。普及にあたっては、各施設と保護者の理解を得る必要がございます。集団でのフッ素洗口の普及について、十分意見交換をしながら、推進に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤 勲君） 58番、再質問ありませんか。

○58番（能味岑一君） どうもありがとうございました。

再質問でありますけれども、あまり項目が多くて、どれを話すればいいかちょっとわからなくなりましたが、今一番最後の方から申し上げていきたいと思います。

虫歯の洗口につきまして、フッ素洗口につきましては、これは推進の方向でもっていくというお話でありましたので、これについては賛同いたしたいと思います。その結果によりますけれども、努力していただきたいと、こう思います。その内容につきましては、私の方からとやかく申し上げませんが、世界的にも、国内的にも問題がないというデータが出ているようでありますので、あとは親の説得にかかわっているであろうと思います。その辺の指導をよろしくお願いしたいと思います。1番のそのワーストであります秋田県の全体を押し上げる力になっていただければいいなと、こう思います。それは、要請につきましてはわかりました。

それから、環境問題の中でモラルの話がちょっと触れておりましたんですが、これについては特に不法投棄が、特に大曲の場合は多かったわけでありまして、その不法投棄とのつながりがやはり出てくるわけであります。確か不法投棄の場所については、150近い、50カ所近いところが不法投棄の場所ということで調査されたように記憶しておりますが、もっと多かったですか。大曲の場合は、そういうことでありました。全県といいますか、大仙市全体からいきますと、かなりの場所になるだろうと、こう思います。これもまたこういうポイ捨てとか、そういう小さな不法投棄が大きく原因してくる結果になろうと思います。拾うだけじゃなくて、捨てないという運動をもう少し力を入れてやっていただきたいものだと、こう思います。

それから、中学校の流出の件でありますけれども、何か抑えるところは抑えた、これでまずいいだろうという考えだけじゃなくて、最後に申し上げましたその結果によってどういう現象が起きているのかということについても、それなりに検討してみる必要があるだろうと、対応策を考えないと、もう既に流れているわけありますから、それを悪用される方々がそれなりにあるようでありますので、その実態も調査していただいて、対応策を考えていただければいいんじゃないかなと、こんなことを考えます。これから発生しないということが大前提でありますけれども、既に流れているものがあるわけありますから、その悪用されることのないように、ないようにじゃなくて、もう既に

悪用されているケースがあるようでありますので、それも含めてお願いをいたしたいと思います。

ゆとり教育の問題については、先ほどのお話のようで大前提になるわけでありませけれども、これについては学習要領といいますか、それに見直しがかかるようではないようでありますけれども、流れがどうもそういう学習能力選考に走っていくような気配がありますので、そういうことのないような、それは能力も必要ですけれどもゆとりの方も必要だと、両面でひとつ教育を伸ばしていただきたいと、こう思います。

以上でございます。

○議長（加藤 勲君） ５８番、答弁は。

○５８番（能味岑一君） 回答はいりません。お願いだけでございます。

○議長（加藤 勲君） はい、わかりました。

これにて５８番能味岑一君の質問を終わります。

この際、昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後１時です。

午前１１時４８分 休 憩

.....

午後 １時００分 再 開

○議長（加藤 勲君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。５番田中孝悦君。

○５番（田中孝悦君）【登壇】 ５番田中孝悦ですけれども、これから高齢化対策について、１つ目の一般質問をさせていただきます。

大仙市のこの３月３１日に現在での高齢化比率は２９．１％、これは秋田県の平均の２７．１％を上回る比率でございます。この比率は、今後ますます増加するであろうことは予想されることと皆様同じ考えであります。このことにつきましては、６月９日の平成１７年度第１回大仙市評議会定例会での栗林市長さんの所信表明の中でも述べられております。そして、高齢化への医療・福祉などの施策がまさに重要な課題となっております。そのとおり指摘されておるものでございますので、このことにつきましては、私も含め議員の方々全員の共通理解しているものと、まさに重要な問題であろうかと存じております。それで私は、この重要な問題として大仙市新市建設計画の中で述べられている３０億円の２カ所の介護保険事業の形態、またその予算措置についての見通しにつきましては市長に伺いたいと思っております。合併してできた大仙市では、

3月31日現在、入所できずにおる待機者が180名おると聞いております。市長は所信表明の中でも社会福祉法人などが行う施設への財政支援等により、入所待機者の解消を図るとともに、在宅福祉の面にも力を入れていきたいと考えておりますと述べられております。そこで、入所待機者の減少を図るのではなく、入所待機者の解消を図ると述べられたことに私は注目をしております。この点、具体的にどのような施策により、いつ頃までに解消を、そのことに向かう道筋をつけておられるのでしょうか。そこもお伺いしたいと思っております。その際、公設民営なのか、あくまでも公の場で施設の考えであるのか、民設民営になるのか。また、秋田県の公設施設には管理運営を民間業者にお願いする指定管理者制度の導入方法もあると聞いております。そういう意向があるようであれば、この点についても現在のところ、どういう判断でおられるかについてお答えいただければ幸いと思っております。

次に、この件について、この所信表明のいろいろな中で在宅福祉の面では、介護支援事業の軽度生活補助事業などの生活支援事業、またはこの針・きゅう・マッサージ施術費助成事業などについては、検討するのではなく実施するとはっきり公約しております。こうした私も積極的な姿勢を示されたことについて、新市長の姿勢に賛意を表すとともに合併以前それぞれの市町村で行われてきたものと全く同じというわけにもいかない点も当然あるかと思えます。新しく誕生した市の市民に不公平感や不満を持たないためにも、こうした点につきまして、単に関係者への周知だけでなく市の住民全体へも通りいっぺんのお知らせでなく、このことを広く周知徹底を図られることを特に強く要望しておきたいと思いますが、この点につきましても市長の考え方をお聞きしたいと思っております。

それから、この第2点目の仙北組合病院の早期移転と書いておりますけれども、合併後、この厚生連との協議内容についての説明をしていただきたいと思います。

3つ目に、小中学校の統廃合についての説明がこのしていただきたいと思いますと考えております。このことについて学校概要を調べてみれば、減少しておることは間違いございません。平和中学校、地元のことを言っては失礼けれども、全体大仙市のことを言えば、44名、17年が、それで22年が129名、トータルで6年間で433名が減少すると、こういうデータもあります。

3つのことについて所見をお伺いしたいと思っております。

あと、詳しいことは再質問のことについてお願いいたします。ありがとうございました。

た。

○議長（加藤 勲君） 5 番田中孝悦君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 田中議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、大仙市まちづくり施策の特別養護老人ホーム待機者及び管理等在宅の問題についてであります。

初めに、新市建設計画の中で高齢者福祉施設建設事業につきましては、大仙市まちづくり計画の8つの基本方針の1つであります「大人から子どもまで安心して健やかに暮らせるまちづくり」を実現する施策の一つとして、公設による特別養護老人ホーム2カ所の建設を新市建設計画に盛り込んだものであります。

新市建設計画策定時には、約150名の入所待機者がいると推計されておりましたので、入所希望者の待機期間の長期化を解消する目的で計画したものであります。

新市建設計画策定時には、公設による施設整備と計画されましたが、合併調整及び市町村長会議におきまして、特別養護老人ホーム等につきましては、合併時直営となります施設も含めまして社会福祉法人による経営の方針が確認されております。大仙市内には特別養護老人ホーム8施設、介護老人保健施設4施設などの介護施設がありますが、平成16年10月で入所待機者が約180名と推計されており、その解消が大きな課題となっております。現在、社会福祉法人により、西仙北地区内に2カ所の特別養護老人ホームが建設中であり、さらにもう1カ所、社会福祉法人による特別養護老人ホームの建設が計画されていると聞いておりますので、民間法人等の支援により、入所待機者の早期解消を図ってまいりたいと存じます。

また、大仙市には現在22のグループホームがありますが、これらと調整を図りながら、施設整備につきましてトータルで検討してまいりたいと考えております。

このようなことから、議員ご質問の特別養護老人ホームの建設を大仙市としては現在では計画しておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、特別養護老人ホーム入所待機者の解消の施策と達成年度及び施設建設、運営の手法及び指定管理者制度についてであります。まず、特養入所待機者解消の施策であります。本市では県平均を上回るペースで高齢化が進展しており、こうしたことから介護を必要とする要介護者数も年々増加しております。介護福祉施設の能力には限界があるため、社会福祉法人の特養ホーム等の施設整備に支援し、できる限り早期特養入所待機者解消を図ってまいりたいと存じます。

併せて、所信表明で申し上げましたが、在宅福祉、在宅介護の充実を図り、地域の中で暮らせる環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

指定管理者制度につきましては、平成15年9月の地方自治法の一部改正により、現行の管理委託制度に代わるもので既存の委託管理施設についても平成18年9月1日までは指定管理者制度を適用するか直営で管理していくかを選択しなければなりませんので、今後、県や他市の状況も勘案しながら検討を深めてまいりたいと存じます。

次に、在宅福祉事業の周知徹底につきましては、制度があっても利用者がそれを知らないのでは施策として論外であると考えており、市の広報や地域版の広報でのPRのほか、介護支援専門員への説明会や民生委員の方々にも各種事業について定例会等で説明させていただき、在宅の一人暮らし老人や高齢者世帯を含む市民の皆様に不公平感や不満が持たれないように周知徹底を図ってまいりたいと存じます。

併せて、在宅介護支援センターの機能強化・充実に努めてまいります。

質問の第2点は、仙北組合総合病院の早期移転改築についてであります。

大曲仙北地域の中核病院として二次医療を担う仙北組合総合病院の早期改築の実現を目指し、昨年8月30日に大曲仙北14市町村長、市町村議会議長、県議会議員、仙北組合総合病院長及びJA秋田おばこ組合長を会員とする「仙北組合総合病院早期改築推進会議」を設立し、10月7日には秋田県知事及び秋田県厚生連会長へ早期改築の要望活動を実施しております。

知事からは、病院の早期改築には土地問題等について地元でできるだけ早く取り組む姿勢が必要であるとの助言を受けております。

今般、市町村合併により構成メンバーが大きく変わりましたので、早期に組織の見直しを行い、幅広く会員を集め、地域住民が安心して暮らせる医療体制の整備に向け最大限努力してまいりたいと思います。

併せて、地域医療のあり方や病院の改築手法等につきまして、県当局、地元医師会のご助言をいただきながら検討してまいりたいと存じます。

なお、早期改築推進会議の会員でありますJA秋田おばこの澁川組合長が、秋田県内JA5団体の会長と内定したとの新聞報道があり、仙北組合総合病院の早期改築に明るいニュースであると考えております。

質問の第3点、小中学校の統廃合に関する質問につきましては教育長から答弁させていただきます。

私からは以上です。

○議長（加藤 勲君） 笹元教育長。

○教育長（笹元嘉辰君） ご質問の第3点は、小中学校の統廃合についてであります。

先ほど能味議員のご質問にもお答え申し上げましたように、今後、大幅に児童生徒数が減少し、このままですと複式学級も増加すると見込まれます。今回の合併を機に、大仙市全域を見渡し、将来を見据えて、望ましい学校配置を考えていくため、今年度はその基本調査費を予算計上いたしております。ただ、学校はそれぞれに長い歴史を有し、多くの卒業生、そして地域の方々の心のよりどころでもあります。また、小規模校には小規模校の、大規模校には大規模校としての良さがあります。こうしたことにも思いを寄せながら、まずは大仙市公立学校配置計画の作成にあたりたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤 勲君） 5番、再質問ありませんか。はい、5番。

○5番（田中孝悦君） 再質問お願いいたします。

逆になりますけれども、忘れないうち言っておきますけれども、今、先ほど申し上げていただきました教育長さんのことについての、この配置計画とか学校の遠距離の問題、それから生活学級、午前中も話しましたけれども、いろいろなこの老朽化の問題とか、いろいろ学校概要について私も研究して調べてみました。この将来のことについて、生徒の減少につきまして、会校概要からいって、やっぱり2日間の中の会議の中で費用対象効果、あるいは設備投資効果とか、そういうことをいってまいっておりますけれども、それに重点おくような感じであれば、採算が合わなければ廃校ということも考えられます。これは日本全国どこにも、社会的にあることでございますけれども、その廃校なった場合の老朽化なった場合の公設の跡地の利用方法というものは、教育長、どこら辺まで考えてあるんだろうか。5年後のことなるんだろうけども。それはおかしくないから、私の質問ですから。

それから市長にお伺いしますけれども、私もやっぱり時節時節このことについては対応してまいりたいと考えておりました。1週間も前から言おうと思っておりましたけれども、このまちづくり交付金の事業について、まず考えはこの、年寄りのことについては考えがないと。そういうのであれば、やはりこの管理者指定制度の日本の中で、過去3年前からも事業が実際あることだから、これも委ねることもまんざらいいわけではないのであります。そうすれば、一例を言えば、西仙北町の1億4,000万のカシワ

ジンカイ、オウムハット、こういう事業が16年・17年度やっております。これも民間事業でございますけれども、こういう方法でこの、市長が申し上げているとおりの弱者を救うと、政治の光を当てるということになれば、なじまない話が生じてきますので、このお年寄りの対応策のことについては、もっともっと真剣に答えていただきたかったと思っております。合併協議会の中で、この介護保険計画の整合性はもう整ってあることでありますので、その計画から大幅にずれた考えだと私今判断しております。社会保障制度を論ずる場合、財源対策、少子高齢化対策、この推進の中で、福祉の負担をどうするかという問題は市長の判断一つでございます。その長期的視野に立ったことについて、市民生活に安心感を与える政策も期待するものでおりました。県知事は、今、新聞1カ月前見たところによると、特養老人ホームを500棟を増設しても補助はすると。この考え方についても一言も触れておりません。老化現象は、我々誰にも平等に訪れるものでありますから、公共性の高い施設が望まれて、また、安く仕上がる方法、作っていただくことも優先されます。この大仙市の介護保険制度のあり方について今申し上げていただきましたが、この段階で市長がその考えがなければ、民間的発想を取り入れた行政改革を進めていく方法で財政負担を軽くする方法も考えながら邁進する考えを持っていかなければ生きていくことができません。このことについて市長から、今まで現在、公設の一部事務組合の主導型が主体となって運営してまいりました。これでは満足しないから私はここで今申し上げておるのでございます。もう少し行政も汗を流して、我々地域に密接な考えを踏まえて高齢者対策の気持ちを十分に酌み取りながら政策を進めていくことを要望していきたいと思っておりますが、この市民の希望に沿った行政支援基盤を持つ姿勢のあり方について、もう少し突っ込んだ話をさせていただきます。お願いします。

○議長（加藤 勲君） 栗林市長。

○市長（栗林次美君） 田中議員の再質問にお答えします。少し説明不足であって、ご理解いただけなかった点がありましたので、もう一度ご答弁させていただきたいと思います。

この特別養護老人ホーム、あるいは老健施設等も含めてでありますけれども、こういう施設の整備の手法として、直接市町村がやる手法と、いわゆる社会福祉法人、これは広域法人であります。やる手法が2つございます。かつてはなかなか良い福祉法人といえますか広域法人が存在しなかった時代もあったと思っておりますけれども、現在、これらの

施設につきましては、福祉法人が充実しておりまして、県内も含め全国的にも圧倒的にこの広域のこの福祉法人を中心にして施設が建設され、運営されているようであります。合併前までは大仙管内は、いわゆる一部事務組合で特別養護老人ホーム、老健施設やっておりますけれども、一部事務組合が大仙市になりまして一時的に今、市営になっております。この件につきましては、合併協議の中でも相当協議が入っております、最後の市町村長会議の段階におきまして、明確に法人化を目指すということで協議がまとまっております。直接市町村営から法人になるということでサービスの低下が起きるのではないかとのご心配があらうと思いますけれども、むしろ福祉施設につきましては、しっかりした法人経営がなされますと、直営よりもより良いサービスが受けられている、同じコストの中でもより以上のサービスが受けられているという施設が最近非常に多くなってきておりますので、今、良い法人がいろいろ立ち上がっておりますし、あるいは既存の法人の中でも力をつけている法人がございます。そういう法人の力によって、この今、施設を建設したい、建設中のものがございます。あるいはこれからしたいという法人もあるようでございます。そういう法人に対して一時的な建設費の補助を行うことによって、あと、運営については直接自治体から出るということとはございませんので、そういう形でやった方が早く施設ができますし、あるいは利用者のサービス、その他についても良いものができるのではないかと、こういう判断でいるところでありますので、何とぞご理解をお願いしたいと思います。

○議長（加藤 勲君） 次に、相馬教育次長。

○教育次長（相馬義雄君） 少子化を背景といたしまして、やむなく廃校とされた校舎、全国的にあるようでございます。また、余裕教室の数の増加も考えられます。そうした学校施設の、いわゆる目的外の転用につきましてでございますけれども、一般的には補助金の適正な執行の観点から、補助目的以外の利用については慎重に対応するものと考えられる一方で、廃校になった校舎、あるいは余裕教室の活用も最近求められております。こうしたことから文部科学省では、こうした施設の有効利用を推進する観点から、国庫補助の適正な執行に反しない範囲で一定の要件を満たす場合については、学校以外への転用も可能であるというふうに最近そういうふうな通達もまいっております。そこで全国的な転用の活用事例といたしましては、老人のデイサービスセンターなどの老人福祉施設、あるいは公民館等の社会教育施設、スポーツセンターなどの社会体育施設、いろいろあるようでございます。当市といたしましても中・長期的に、こうした事態に

対応して考えていく必要もくるものというふうに考えております。

以上です。

○議長（加藤 勲君） 5 番田中孝悦君、再々質問ございませんか。はい、どうぞ。

○5 番（田中孝悦君） 今、教育次長さんの方から説明ありましたことについては、全く私と同感のことを申し上げていただきましたので異論はございません。

但し、市長から言いました、3 回お話ししてありますけれども、サービス、サービス、サービスとってあるけれども、住民サービスのことはどこまでサービスなのか、そのことについて、市ではできないということについてですけれども、できないことについてはいろいろな手法がございます。私ここで申し上げることはできませんけれども、それなりの奥行きがありますけれども。そうすれば、先ほど申し上げましたけれども、その病院の主導型の、厚生連が 50 %、市で何%やるか、応援するかわからないけれども、そのことについて移転するような考えの含みは協議会であると、そういうのであればこそ、その老人施設のことについて民間であればあるなりの対応を考えてくる人もあるだろう。そうすれば、今、市長さんが申し上げているところのただのそのサービスが低下ならないような表現はしております。但し、単なる老人を扱うだけの説明では物足りません。それで、やがてはみなそういう時代は到来してくるわけでございますけれども、医療関係のことについては触れておりませんでした。医療法人というもの、法人は申し上げておりますけれども、医療法人のことについては申し上げておりませんでしたので、老後を安心させるという言葉の表現の仕方については、その法人の中の医療法人の絡みからの説明はとうてい無理なような考えではありますけれども、そこら辺を含めた再質問としてさせていただきます。

○議長（加藤 勲君） 栗林市長。

○市長（栗林次美君） 実例を挙げて申し上げます。

旧大曲市の場合、特別養護老人ホーム、これは直接手がけておりませんでした。県南ふくし会という社会福祉法人、ここが全部経営しております。サービスの質、利用者の評判、そういったものも大変好評のようであります。そして、市の委託として昔のデイサービスの機能を建て替えの際に残しまして、今の介護予防事業として、「介護予防いきいきサロン」というのを委託して行っていていただいております。そういうやり方の方が直接的な費用も少なく、様々福祉の専門家の集団でありますので、様々工夫の凝らした福祉のサービスが提供できている、そういうふうに考えているところであります。

また、社会福祉法人ばかりではなくて、医療法人でこの特別養護老人ホームや、あるいはグループホームなども経営されるところが今どんどん出てきております。今、様々な形で官が直接やらなくても民間のしっかりとした団体、あるいは規制も厳しくなってきておりますので、社会福祉法人、医療法人で様々な事業ができるようになってきておりますので、むしろそうした皆さんの力をお借りして、待機者の解消の問題などを進めた方が得策ではないかというのが市長としての判断でありますし、合併協議、あるいは市町村長会議でもそういう方針のもとで、現在、一時市営になっております特養・老健施設についても将来は法人化を目指しますと、こういう形で決定しているところでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（加藤 勲君） これにて5番田中孝悦君の質問を終わります。

次に136番佐々木洋一君。

○136番（佐々木洋一君）【登壇】 一般質問も3日目の午後に入りまして、あと2人ということになりましたが、皆さん大変お疲れのことと思います。このあと、鈴木隆太郎議員で3日間の一般質問最後の締めくくりをやっていただくとと思いますが、その前に私の質問をさせていただきますので、どうかよろしくお願い申し上げたいと思います。

私からは、3つの大きな質問事項と、その中の6点についてご質問を申し上げたいと思います。

質問の第1点として、予算編成の考え方についてということですが、これについては多くの議員の皆さんがこれまで質問されてきております。それで、私からは旧市町村の均衡ある発展のための予算編成のあり方についてのお考えを特にお聞きしたいと、こう思います。

市長は、所信表明の中で均衡ある発展のための8つの重点施策を挙げられております。もう一つは、大仙市の均衡ある発展をキーワードとしたまちづくりを述べられております。旧8市町村の計画された事業等が大仙市の建設計画として策定されております。また、平成18年度予算においても建設計画に盛られた事業の履行という点も含めて各総合支所ごとの普通建設事業費の総額が約140億円計上されています。予算編成の方針、あり方は、旧市町村の均衡ある発展を着実に実現する上で極めてシビアなものであると考えます。旧8市町村の均衡ある発展を促進するという視点に立って、平成18年度以降、今後の予算をどのような方針、考え方に立って編成されていくのかをお聞きしたいと思います。

次に、２点目ですけど、公共事業の入札・発注についてであります。

公共事業の入札・発注のあり方についてご質問するわけではありますが、これは前の質問の予算編成の方針、あり方と大きな関連がありますので、そのことを踏まえてご答弁をお願いします。

これまで旧８市町村は、それぞれにまちづくりや住民の福祉向上に向けた様々な施策を講じ、公共工事事業の発注も当然なされてきました。このことは地元企業の育成・発展と、そこで働く地元住民の雇用や地域経済の向上に大きく寄与してまいったと思います。「今日、仕事休みだが」と声を掛けますと、「会社、仕事がなく、当分会社休みだや」、最近このような会話が大変多くなりました。会社の仕事も少なくなり、働く方々の雇用環境も年々厳しくなっております。確かに公共工事事業の発注量、金額も減ってきていることは事実であります、雇用や地域経済への下支えになっていることも事実であります。これまで旧市町村が雇用や地域経済に果たしてきた役割を考えてみたときに、また、大仙市予算、各総合支所ごとの普通建設事業費の総額が平成１７年度１４０億円となっていることから考えまして、大仙市としての均衡ある発展を推し進める中で、それぞれの地域の雇用や地域経済を考えた中で、この公共工事事業の入札・発注を、どのように市として進めていかれるのかをお聞きしたいと思います。

次に、３点目ですけれども、地域自治区、協議会の早期設置についてであります。

大仙市の人口約９万６，０００人、８６６．６８平方キロの広大な地域の誕生であります。合併後の一日でも早い市民の融和と全市一体的なまちづくりが求められています。大仙市の議会定数３０人、住民の声が行政に届かなくなることから合併協では地域自治区を設置することが決まりました。この地域協議会の設置により、住民の行政への参画と住民の声が行政に反映された住民と一体となった協働のまちづくりの実現が可能となります。住民の要見や要望が行政に届くことは、大仙市の均衡ある発展をさらに促す上で大きな役割を果たすと私は考えます。市長も地域協議会を早期に設置すると述べられております。早期設置が強く望まれますが、そのタイムスケジュール、条例は定められておりますが、要綱等具体的な内容について、委員の選任等についてのお考えをお聞きしたいと思います。

次に、質問事項の大きな２番目ですが、基幹産業農業の振興についてであります。

その１点として、地域農業を担う経営体の育成と指導体制についてお伺いたします。

大仙市は農業を基幹産業とした水田１９万ヘクタール、畑地２．４万ヘクタールの農

地面積を有します。平成１６年度からスタートしました米政策により、水田農業も大きな転換期を迎え、水田農業ビジョンの策定をもとに、売れる米づくり、稲作以外の複合作物の振興、産地づくり、担い手や経営体の育成・確保に向けた取り組みが今なされております。平成に入り、大型区画、担い手や経営体育成基盤整備事業が、県内はもとより大仙市各地区で実施されております。米価の低迷など年々厳しくなる農業情勢の中で、この基盤整備事業を契機として、個人の農業からの転換を図り、足腰の強い地域農業の担い手、経営体の育成・確保が強く求められております。この担い手、経営体として集落営農、生産組織や認定農家及びほ場整備による担い手等が挙げられ、将来的には法人化への移行も視野に入れた取り組みが必要と考えます。厳しい農業の現状を農家は頭でわかっている、これまでの個人営農の意識が強く、なかなかそれに一步踏み出せないでいるのが現状であります。また、経営体等に移行しても、その記帳や事務処理、そして法人化に向けた手続きや制度的な要件や内容が厳しく、難しく、わかりにくいということも挙げられております。かねがねより行政と、旧町村ですが、専任の職員を配置し、相談窓口、指導体制を整えてほしいとの要望も再三してまいりました。一貫した指導体制の必要性を強く感じながら大仙市約２０万ヘクタールの生産基盤を有する中で、集落営農法人化指導センターを設立し、集落営農体制の構築と法人の規制を推進してまいるとの施策を述べられたこと、大変に心強く受け止めております。一日でも早い設立を期待するものであります。その中で設立の時期、センターの体制、業務の内容等についてお聞きいたしたいと思っております。

次に、質問事項２の２点目ですけど、無臭大豆「すずさやか」の大仙市一大産地にということでご質問申し上げたいと思っております。

大仙市の農業基盤整備事業が先ほど申し上げました各地区で行われており、その整備率も約６０％と聞いております。水田農業ビジョンの中で、売れる米づくりと共に水稻以外の複合作物の振興を図り、それを定着化し、それに伴う産地形成は、米の収入プラス米以外の作物の安定した収入という点から、農業振興の重要な施策と考えます。農家の意欲があつてこそであります。農家のやる意欲は、作る喜び、売る喜びの中で経営としての採算性と収入につながる儲かる農業でなければなりません。そのためにも稲作以外からの複合作物等による安定した収入確保が強く望まれます。ＪＡ秋田おばこでは、平成１７年度より無臭大豆「すずさやか」の作付けの取り組みが進められており、平成１７年・１８年度には種子採種の作付け、そして平成１９年度以降には１，０００ヘク

タールを目標に作付計画が進められております。

欧米の日本食指向の中で、とりわけ豆乳や豆腐等の大豆に対する需要が大変高くなっていると聞いております。特に大豆特有の青臭みのない無臭大豆「すずさやか」は、テレビでも皆さん宣伝されてご存知のとおり、ビタミンEや大豆イソフラボンが豊富で、健康食品としても需要の拡大が欧米諸国や国内でも期待されていると聞いております。基盤整備による水田の汎用化も進み、ブロックローテーション等による大豆の団地化による集団転作も可能となりました。無臭大豆「すずさやか」の需要拡大が大いに期待される中で複合作物として「すずさやか」の振興、定着を図り、それによる稲作以外の複合作物として安定した収入が得られることを考えたときに、大仙市各地区で行われている基盤整備事業を契機に、それをチャンスとしてとらえ、無臭大豆「すずさやか」の大仙市としての一大産地形成を目指した取り組みについてのお考えをお聞きしたいと思います。

次に、3番目の最後の質問になりますが、新庁舎の建設についてであります。

現在、本庁と総合支所による大仙市の事務が行われております。その中で、特に旧大曲市庁舎は本庁と総合支所が置かれており、庁舎内は併設の事務配置でスペースが狭く混沌とした配置となっています。また、本庁機能が全部入り切れず、一部機能を分散して配置している現状でもあります。利用される市民の皆さんには、「わかりにくい」

「不便である」との声も聞かれます。合併協では、これらの状況を十分に認識する中で、旧市庁舎の駐車場のスペース等も含めた市民の利便性を考えて今まで協議してまいりました。その協議の中で、合併当初としては現状はやむを得ないとのことであるが、市民の利便性や事務機能の効率、向上を図る上でも新庁舎建設については、合併後の早い時期に新庁舎を建設すべきであるとの旧市町村長の合意のもとに合併協に提案され、全会一致で了承しております。栗林市長も合併協会長として合併を取りまとめてきた一人であります。市長1期目に新庁舎の建設に着手するかどうか、もし着手する場合、どのように進めていかれるのかをお聞きします。

以上で壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（加藤 勲君） 136番佐々木洋一君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 佐々木議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、大仙市の均衡ある発展への取り組みについてであります。

今回、当初予算を編成するにあたり、あくまでも旧市町村の持ち寄り予算を出発点に、

予算原案をベースとして編成作業を進めたところでありますので、各総合支所ごとに配分率のバランスをとるように予算措置をするという考えで編成したものではありませんので、ご理解をお願いいたします。大仙市全体の中での事業の位置づけや事業年度の集中を避け、年度間の平準化を図ること、事業の優先順位をつけるための時間が必要なことなどから、緊急性があり、財源措置の確実なものを精査して編成したものであるということも併せてご理解をお願いしたいと思います。

今後の方針であります。基本はあくまでも新市建設計画でありますけれども、各それぞれの事業につきましては、相当緩い計画で新市建設計画に盛られているものもありますので、十分吟味した上で予算編成に臨みたいと、こういうふうに思っております。

次に、公共事業の入札・発注のあり方につきましては、公共事業の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に明示してあります透明性の確保、公平な競争の促進、適正な施行の確保及び不正行為の排除の徹底を基本原則として実施してまいります。議員ご指摘のとおり業者選定につきましては、地元企業の育成と雇用の確保に重点を置いて、等級格付けされた業者を等級別発注標準表に当てはめて指名しております。今後予定されている500件余りの工事を大仙市全域での指名を基本としつつ、一般土木工事の工種については、合併の事務事業調整を経て市町村長会議で当分の間、市内を3ブロック、旧大曲地区、西部地区、東部地区に分け、地域経済に配慮した発注方法を行うことに決定し、実施いたしております。また、適正な施工体制を確保するために、最低制限価格制度を加えて1,000万円以上の工事については低入札価格調査制度を活用し、ダンピング受注の排除を図ってまいります。これらの入札契約及び監督検査制度につきましては、各総合支所単位で5月に業者説明会を開催したところ206名の参加を得ておりますが、優れた技能を持ちながら入札に参加することができない格付外の業者の方には、旧大曲市が実施しておりました小規模修繕契約希望者登録制度を契約限度額を50万円から130万円まで拡充し、実施しており、5月末現在、152社が登録されております。今後とも改善、見直しを図りながら実施してまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次の地域自治区の設置タイムスケジュール、具体的内容等に関する質問につきましては、企画部長から答弁させていただきます。

質問の第2点は、基幹産業、農業の振興についてであります。

国においては「食料・農業・農村基本計画」の「望ましい農業構造の確立に向けた担

い手の育成・確保」において、認定農業者制度の活用により、地域における担い手を明確化し、認定農業者及び法人組織等を対象に施策を集中的・重点的に実施することとしております。

このことから、大仙市においては、1戸当たりの経営面積が小さく兼業農家も多いことから、国の施策にストレートに乗れない状況にあると考えます。このため、これらの農家を取り入れた地域としての集落営農組織の立ち上げ、一定の条件がそろった場合には法人化に向けて支援していく、こういう考え方に立ち、（仮称）「集落営農化・法人化指導センター」の設置を提言したところであります。

この組織は、あくまでも現場指導を中心とするもので、来年4月を目途に本センターを設立したいと考えております。

詳細につきましては、旧普及センター、JAの営農指導部門、あるいは集落等の皆さんの意見も取り入れながら、本年度中に計画を組みながら、来年度4月スタートしたいと考えております。

次に、無臭大豆「すずさやか」の産地化の取り組みにつきましては、旧大曲市長時代から要請がありました。一般に大豆は特有の青臭みがあることから敬遠されております。しかしながら「すずさやか」は無臭大豆であることから、県の認定品種に採用され、新聞報道等でご承知のとおりJA秋田おぼこが転作用に本格的に生産することになりました。本年は大曲地内の生産集団により、種子用として3.1ヘクタールが作付けされており、18年度は種子用・販売用、合わせて100ヘクタールの作付け、19年度は700ヘクタールから1,000ヘクタールの作付けを計画しているとのことであります。生産された「すずさやか」は、原則全農経由で販売し、大豆共済の対象となり、全量加工用で使用することから、規格外のものでも規格品と遜色のない価格で引き取ってもらう方向で購入企業と交渉中とのことであります。

このことから大仙市の土地利用型作物の主力となる可能性が強いと思われますので、晩生種で収穫期の天候が気になることや、他品種が2%混入すると青臭みが生ずることから、収穫・乾燥・調整時の作業には細心の注意を要することなどの課題も定期されておりますので、今後の動向を見守りながら支援の問題について考えてまいりたいと思っております。

質問の第3点は、新庁舎の建設についてであります。

新庁舎の建設につきましては、合併協議会に市町村長会議での合併後、直ちに新庁舎

建設について検討を開始するとの調整案が報告されております。新庁舎の建設にあたりましては、新庁舎の規模・内容及び位置につきまして事務組織機構のあり方や他の公共施設との機能や配置のバランス考慮する必要があるなど、あらかじめ検討すべき課題が多くございます。したがって、まず市の将来的な事務組織及び機構はどうあるべきかという点や公共施設についての機能や配置などにつきまして、庁内に検討委員会を設置し検討してまいりたいと考えております。

また、市町村合併による庁舎建設に関しましては、合併特例債の適用が可能であります。しかし、厳しい財政事情を勘案しますと、他の主要事業との兼ね合いも十分考慮に入れざるを得ない状況にあることから、建設時期につきましても、この庁内の検討委員会の中で併せて慎重に検討させていただきたいと考えております。

以上で終わります。

○議長（加藤 勲君） 次に、佐々木企画部長。

○企画部長（佐々木正広君） 地域自治区における地域協議会の早期設置についてお答え申し上げます。

佐々木議員もご承知のとおり、大仙市には旧市町村ごとに地方自治法による地域自治区を設置してございます。地域自治区には、住民が主体的に参加を期待する地域住民の声を行政に反映させ、住民と行政の連携を強化するための地域協議会を設置することとしてございます。その構成委員には、一部公募制を取り入れるなど住民の意見が速やかに市長へ届く仕組みを確立するものでございます。

この協議会設立に向けましたタイムスケジュールにつきましては、現在、各総合支所において7月中の設置を目途に協議会委員の選考を検討しているところでございます。6月1日発行の「広報だいせん」で地域自治区設置の概要と地域協議会の役割等について特集記事で理解を求めるとともに、先日発行の「広報だいせん地域版」で、公募で応じる委員について広く募集する内容を掲載いたしております。

また、これと併せまして各総合支所では、公共的団体を代表する委員、学識経験者の委員についても7月中の第1回協議会開催に向けまして、選考を含め準備しているところでございます。

地域協議会の具体的な内容につきましては、大仙市地域自治区の設置に関する条例で定められておりますとおり、市長や市の機関から諮問された事項、または必要と認めるものについて審議し、市長、その他の市の機関に意見を述べることであり、総合支

所が取り扱う地域内の福祉や環境保全、施設の管理、防災・防犯などに関する事務、それから市が処理する自治区内に係る事務、地域内の基礎的自治組織や各種団体との連携・協働の強化に関する事項について意見を述べることもできるとともに、市長が大仙市まちづくり計画や基本構想の区域内に関する事項について決定または変更する場合、あらかじめ協議会の意見を聞かねばならないとされているところでございます。

次に、協議会委員の選任等につきましては、大仙市地域自治区の設置等に関する条例で定められております20人以内を原則に、その選考方法、人数につきまして各総合支所へ委ねているところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤 勲君） 136番。

○136番（佐々木洋一君） それでは再質問をさせていただきたいと思います。

第1点目は、予算編成の考え方についてですが、これはこれまで多くの議員の皆さんが質問されて、市長の答弁も伺っておりますが、極めて同じような答弁であったということで、私がお聞きしたいのは、やっぱり市長もこの所信表明の中で申し上げられているとおり、均衡ある発展のための8つの重点施策と、それから大仙市の均衡ある発展をキーワードということを訴えておるわけですが、市長にもう一度お聞きしたいことは、均衡ある発展を実現するうえでの予算編成での今後の考え方をきちっとお答えいただきたいと、こう思います。

それから、次に公共事業の入札・発注についてですが、それぞれはいろんな事業の入札のための要綱等いろいろあるかと思いますが、ただ、今、市長が答弁された中で、市町村長会議の合意もあるということの3ブロックに分けてというお話がされました。これは3ブロックというのはどういう形で、その入札に係る金額等どういう形の入札・発注をされていくのかなと、そういう内容についてお聞きしたいと思います。

それと、集落営農法人化指導センターの設置の質問のことですけれども、来年の4月を目途にということで進めていくということで、是非実現をしていただきたいと、こう思います。

ただ、今、市長の答弁の中に、大仙市の農家の規模が小さいと。国の施策に乗れるかどうかという話の中で、営農組織を立ち上げ、これは大変結構なことだと思いますし、ただ、戦後の農業の復興時期に、これは国の施策だったか県だったのか、私もよく、たぶん国の施策だと思いますが、昭和30年代頃、集落営農を集落農場というようなこと

で大分進められてきたことを私なりに覚えておりますが、なかなかそれが定着せずに挫折したというような状況ではなかったかなと、こう思います。今、この考えられている集落営農と、どういう内容のものを考えてこの集落営農に取り組むということでしょうか。この内容についてお聞きしたいと思います。

それから、無臭大豆「すずさやか」の件ですけれども、私ども中仙町鑑見内地区、これは中仙地区ですけど、中仙南部地区で約４８０町歩のほ場整備を実施しております。その中で平成１６年度まで大体８０％、４００町歩が整備が完了したわけですが、その中で先ほど申し上げましたとおりブロックローテーションという形の大豆の集団転作、団地化が約３０町歩実施されております。ですから、こういう機会を利用して農家もそういう形だとやれると、こういう気持ちが出てきておるわけですし、そして、当然その農地の集約化、それから集落ごとの農地の集約と、こういうような形の中で取り組みやすいという環境ができておるわけです。それで、今、市長のお話の中で、いろいろこの「すずさやか」にも無臭大豆ということで他の品種の大豆が混ざると青みが出てくると、これは当然だと思いますが、そういういろんな問題点がないわけではないというお話もされましたが、それで今後の動向を見極めてというご答弁なされてはいますが、今後の動向とはどういうことですか、これについてお聞きしたいと思います。

それから、最後の庁舎の建設についてですけれども、今の状態で良いのかという点を考えますと、やはり一日でも早く新庁舎を建設して事務が行いやすく、また市民の利便性を高めた庁舎を建設するというのがベストではないかなと、こう考えるわけですが、ここに庁内で検討委員会をと、それから他のいろんな事業との絡みもあるというようなお話がありました。それは当然そういうこともあろうかと思いますが、この庁舎の検討委員会をいつ頃を目途にこういう結論を出そうと考えておられるのか、それとも１期目にはできないということですか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（加藤 勲君） 栗林市長。

○市長（栗林次美君） 佐々木議員の再質問にお答えいたします。

均衡ある発展の基本的な考え方でありまして、我々協議しながら新市建設計画をつくって合併したわけでありまして、基本といいますと、やっぱりここにあるのではないかと、私はそういうふうに思っております。

それから、入札の関係でありますけれども、これは総務部長から答弁させていただきます。

それから、3点目の集落営農の関係で、この30年代に始まった集落農場が失敗したお話がございましたけれども、当時、全国に先駆けて秋田県の小畑知事が集落農場という考え方を出して大変注目された時代がございました。考え方としては決して間違っていないと思いますけれども、ただ、時代の背景が少し早かったのではないかというふうに言われているようであります。ただ、この考え方は全国的に今いくつかの地域でしっかりとした根付きがあるようでございまして、今こういう時代になりまして、再度この、いわゆるその農業・農村の基本的なところでありますその集落、範囲をどこまでにするかは別にしまして、その地区でしっかりみんなで一緒に農業・農地を守っていく、生産をしていく、そういう考え方でしか、いわゆる大規模農業等と対抗できないのではないかという考え方と、あるいは水や様々なその環境保全の問題からしても、やはり一番この集落営農というのが日本の歴史的なその農業の姿からしても、ここを基盤にすべきではないかというのが基本のようでありますので、そうした基本に立った集落営農、受委託の関係、様々な形で出てきているところもございすけれども、そういう問題を整理しながら、この集落営農というものが、いわゆる国の施策に、いわゆる法人化に乗れるようなところまで行政も相当力を入れてやっていかなければ育ちきれないのではないかという考えがございまして、この集落営農指導センターという考え方を出したところであります。

いずれ4月にはスタートをしますけれども、様々な準備の過程の段階で人材がそろえば、その時点から集落に入っていくということになると思います。

それから、「すずさやか」の関係であります。今後の動向をとちょっと抽象的な表現になって申し訳ありませんけれども、これは主体がJAおばこでありますので、市長になったあと、まだJAおばこの組合長とそのあとゆっくりこの話しておりませんので、そういう意味でJAおばこの関係者とその後の動向について打ち合わせをしながら、どのような支援の仕方があるのかということを確認してみたいと、こういうふうに思っておりますので、ご了解願いたいと思います。

それから、庁舎の問題で、1期目にはできないのかと、こういうような厳しいご質問でありますけれども、まずは事務全体の流れがどういうふうになっていくのか、あるいは今、事務作業というのがホストコンピューターから含めてそういうものを前提にしないと庁舎づくりはできないと、こういうふうに言われておりますので、そういう作業からまず手がけさせていただきたいと、こういうふうに思っております。

いずれ、いわゆる行政としての内部作業を一定のところで完了した時点で議会の皆様や様々な皆さんを入れていただいた検討委員会みたいなものに移行させながら新庁舎がどうあるべきかという課題に取り組んでいくと、こういう作業をしてみたいと、こういうふうに思っておりますので、ご了解願いたいと思います。

○議長（加藤 勲君） 久米総務部長。

○総務部長（久米正雄君） 入札の件にお答えしたいと思います。

入札につきましては、先ほど市長も申し上げましたけれども、基本は大仙市全域での指名を基本としております。しかしながら一般土木工事の工種については、市内を3つのブロック、大曲地区と、それから西部につきましては神岡・南外・西仙・協和、この旧4町を1つのブロック、それから東部ブロックということで旧仙北・太田・中仙というふうなことで、この3つに分けて指名していくということでございます。今現在、大仙市に等級格付けされた業者は、全部で、工事関係では206社ございます。その中で一般土木については107社ございまして、これを全域で一発指名というふうな形になりますと、A・B・Cとそれぞれあるわけでございますが、特にCの業者については47業者あるというふうなことで、これを一般土木についてはAもBもCも、この3つのブロックに分けて指名して入札をしていくという形でございます。そういうことで一般土木については、旧大曲についてはA・B・C合わせますと36社ありますし、西部地区が39社、東部地区が32社というふうなことで、こういうことでまずほかの、例えば建築の場合は30社でございますので、建築は大仙市一本というふうな形になりますけれども、そういうふうな形で一般土木については、特に業者数が多いというふうなことから、当分の間、3つのブロックに分けるというふうなことで合併の市町村長会議のところで決まったというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（加藤 勲君） 136番、再々質問ございませんか。はい、136番。

○136番（佐々木洋一君） それでは予算のこの編成の考え方について市長に確認の意味でお話申し上げたいと思いますが、いずれ旧8市町村均衡ある発展ということは市長さん十分お考えになっておられると思います。それでその基本になるのは、やはり合併協で積み上げられたこの新市の建設計画ということであるようですので、どうかこの計画に沿いながら確実な新市、旧市町村の発展がなされるようにひとつご努力お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（加藤 勲君） 答弁はいりませんですね。

○136番（佐々木洋一君） はい。

○議長（加藤 勲君） これにて136番佐々木洋一君の質問を終わります。

この際、暫時休憩します。2時30分に再開いたします。

午後 2時16分 休 憩

.....

午後 2時30分 再 開

○議長（加藤 勲君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。127番鈴木隆太郎君。

○127番（鈴木隆太郎君） 【登壇】 鈴木隆太郎でございます。

私の質問は、通告書にありますように、質問としましてはわずか7行ほどのことあります。ただ、その7行だけでは私の真意をご理解いただけないと思いますので、多少お話をさせていただきますが、とどのつまりは最後の7行が聞きたいということを最初に申し上げまして質問に入らせてもらいます。

対等合併とコンプライアンス、市条例に違法性を見る。地方自治の目的を達成するため、地方における選挙が国政における議員内閣制と違い、市長と議員を住民が直接選ぶということは、行政運営における過ちを議会が正していくことを期待してのことであろうかと考えます。このことを裏付ける法体系であります。地方自治法第2条16項において、地方公共団体は法令に違反してその事務を処理してはならないとあり、地方自治法第2条17項においては、法令に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とするとはっきり明記されております。公務員のとるべき態度に関し、地方公務員法におきまして行動すべく方向性が定められております。地方公務員法第29条において、職員に対する懲戒処分の規定があり、法律に違反した場合や全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合に処分をすることができると明記され、同じく地方公務員法30条においては、含み基準として、全て職員は全体の奉仕者として全力をあげてこれに専念しなければならないと規定されております。同じく地方公務員法第32条において、法令等に忠実に従わなければならないと法令遵守の義務を定めております。憲法第3章において、個人の権利と義務が記されており、憲法第13条においては、全て国民は個人として尊重されるとあり、憲法第14条においては、全て国民は法の下に平等で

あつて差別されないとあります。憲法第15条においては、全て公務員は全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者でないと記されております。そして憲法第17条においては、公務員の不法行為により損害を受けたときは、法律の定めるところにより賠償を求めることができるとあります。憲法第94条では、地方自治に関し、地方公共団体は法律の範囲内で条例を制定できるとあります。憲法第97条においては、憲法が国民に保証する基本的人権は、現在及び将来の国民に対し侵すことのできない永久の権利であること、第98条においては、この憲法は国の最高法規であつて、上記に反する法律は効力を有しないとあります。

以上、法治国家日本が存在する事実と我々の暮らしとが地方自治を介し、これらの法体系と密接に関わり合いながら成り立っているという現実、議員各位ご承知のとおりであります。

コンプライアンスとは、一般には法令遵守と解されております。行政はまさに法令を遵守する作業の連続により最大多数の最大幸福を目指す活動と位置づけることが可能であると思います。コンプライアンスの見地から、先般、3月29日の議会において議員の身分は報酬も含めて等しく対等であるべきとの考えに基づき、大仙市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例、附則の第3項が大仙市例規集に明文化され得る法的根拠があるのかとの質問に対し、報酬はあくまでも自治法の規定に基づいて規定してあるから理解してもらいたいとの答弁がなされました。私の質問は、附則の第3項についてであります。これに対しまして、議員の報酬は自治法の規定に基づいているとの答弁は、大仙市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例第1条に対する説明でありました。附則の第3項に対する説明ではなく、質問と答弁が全くかみ合っていないということでもあります。同一質疑について3回を超えることができないとの会議規則第56条の規定により、議長の判断によって私の質疑が終了したことは、皆様におかれてもいまだ記憶に残っておられるのではないかと推察いたします。行政運営における限られた財源を有効に活用するという観点からも、コンプライアンスがいかに重要であるかということでもあります。大仙市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例附則の第3項の削除によるマイナスとなる財政負担額を1億円としましても、対等合併という大義を貫き通すためには800億円の予算規模を有する大仙市にとって決して大きな数字ではないと考えます。方や公共工事に関し、発注額を200億とした場合、法令遵守に従い、本来あるべき公正な競争入札が行われるならば、落札価格が入札予定価格に対し15%少なくな

ると仮定しても、その差額は３０億ということになります。この２つの例えは、１億対３０億という金額にこそ差はあれ、どちらも法令遵守という考え方であり、政治哲学からの考察として見るならば、全くもって同一のものと言わざるを得ません。対等合併とコンプライアンス、そして市条例に違法性を見いだした現在、我々議員各位は三方向からの考察力を持ってこれらの問題を解決して行かなくてはならないと考えます。司法の力を借りるまでもなく、大仙市のことは大仙市の中で問題解決が図られるのであるのなら、このことが今まさに時代が求めている地方自治確立の理念と合致するものではないでしょうか。対等合併という大前提のもとに誕生した大仙市において、不法によると思われる不平等が見つかった今、これを正すことかなわくば、我が政治理念の存在意義は無に等しいと言わねばなりません。

大仙市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例について質問します。このことについては平成１７年大仙市第１回議会臨時会において、一般質問という形で市当局に答弁を求めた経緯があるが、当局の答弁には納得できかねる部分が多く、明確な回答がなされなかったため、再度、以下の内容について答弁を求めるものであります。

大仙市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例の第１条で、地方自治法に基づいて報酬の額が定められているが、同条例附則の第３項に報酬に関する特例が規定されており、この規定の中で、市町村の合併の特例に関する法律（昭和４０年法律第６号）の規定に基づき、議員の報酬の額については、合併前の条例によるそれぞれの市町村の議会の議員に適用していた報酬の額とすることが位置づけられている。この条例で報酬に関する規定に市町村の合併の特例に関する法律が明記されているが、この法律では、

- １．議員の定数に関する特例、
- ２．議員の在任に関する特例、
- ３．議員の退職年金に関する特例の

３点の特定規定しかなく、報酬の特例についての規定は存在していないと見受けられる。そもそも条例制定にあたっては、関係する上位法に反しない制定をしなければ違法となるものである。したがって、市町村の合併の特例に関する法律に基づいた大仙市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例附則の第３項の条項は、違法であると思われるが、見解をお伺いしたい。

なお、合法であるのならば、その法的根拠を明示していただきたい。違法であるならば、今後どのように対処するつもりなのか、対処法について示していただきたい。

以上でございます。

○議長（加藤 勲君） １２７番鈴木隆太郎君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 鈴木議員の質問にお答えします。

ご質問の件につきましては、先般の第1回市議会臨時会におきましても市長職務執行者をご答弁申し上げたところであり、重複する部分もありますが、再度ご答弁させていただきたいと存じます。

まず、条例附則第3項の条文の内容であります。当該条文は、第1条の大仙市として統一した議員報酬を支給するとした規定にかかわらず、合併特例法の規定により在任特例を適用し、合併後も引き続き議員として在任している議員に対しては、その在任特例期間中は従来属していた旧市町村の議員報酬をそのまま支給するということ並びに議長及び副議長については、就任の日から新市の条例に規定されている議長及び副議長の報酬を支給するという議員報酬に関する特例を規定したものであります。

議員の報酬につきましては、合併特例法に該当する規定はなく、地方自治法第203条第1項及び第5項の規定を根拠としているものであります。ただいまご説明申し上げましたように条例附則第3項の条文に齟齬はありません。

また、対等合併であり、報酬に差異があるのには違法性があるということについてありますが、在任特例を適用する場合には、旧市町村の議員報酬額に差異がある以上、報酬額を低い方に合わせるのか高い方に合わせるのか、あるいは現行のままにするのかということが必ず調整しなければならない課題になります。ご案内のとおり合併協議においては、この問題について様々な議論が交わされましたが、結果として合併市町村の議会でも協議いただいた上で、旧市町村の報酬をそのまま採用することが法定協議会として決定され、ご指摘の条例附則第3項はこの決定を受け規定したものであります。

憲法92条では、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は法律で定めるとされており、地方自治法第203条第5項の規定では、報酬の額とその支給方法は条例で定めなければならないとされておりますが、報酬額に差は設けてはならないという規定ではなく、また、条例附則第3項は、期限のある在任特例期間中の議員報酬の特例について定めたものであることや、さらには報酬決定の手続きについても法定協議の協議を経て合理的に行われていることから、議員報酬額を旧市町村の額とすることに違法性はありません。

なお、県内における合併で当市を含め在任特例を適用した6市のうち5市が在任特例期間中の議員報酬を旧市町村の報酬額としております。

以上であります。

○議長（加藤 勲君） 127番、再質問ありますか。はい、127番。

○127番（鈴木隆太郎君） まず、今の市長の答弁ですと、違法性がないという答弁でしたので、これは全く意見が対立するわけですし、つまり私も自分一人の考えでしゃべっているのではなく、憲法に基づいて話をしているわけですから、憲法14条ですとか13条にうたわれております平等であると、こういうものは憲法が保証するんだと、それをいともたやすく合法だというのであれば、それはそのようにまず伺うしかないと思います。ただ、大仙市には法規審査委員会があると思いますので、法規審査委員10名の方々のご意見もこの際簡単にお伺いしておきたいと思いますが、よろしく願いします。

○議長（加藤 勲君） 栗林市長。

○市長（栗林次美君） ご答弁申し上げます。

大仙市には職員で構成します法規の審査委員会がございます。ただ、この問題とは関係がございません。職務執行者の答弁を私も全部見させていただきましたし、関係する部署とも逐次法令関係について確認いたして今日答弁しております。全体として違法性はないということでありますので、もし違法性がありという主張であれば、別の場所で立証していただきたいと、こういうふうに思います。

○議長（加藤 勲君） 127番。

○127番（鈴木隆太郎君） 事は法律に関する問題ですから、違法だとか違法でないとかは、これはたとえ市長であっても言えることではないと思います。もちろん私も言えるものではございません。ですから、「違法性」という言葉を使っております。ただ、どう考えても「違法」という言葉を使うと非常に引っかかるんですが、上位法との整合性、そういう観点から見ますれば、整合性があるのか。対等合併という大義から見ると、そういう整合性があるのか。旧町村の議員の方々の後ろといいますか、この方々は、1人でなった議員ではございません。多くの方々の支持者の、選挙という一つの試練を経て、多くの方々の支持者の支援を得て議員になっておられる方々です。合併する前でしたらいざしらず、合併になりまして同じ大仙市の議員ということで活動しておるにもかかわらず、対等でない、平等でない、不平等であるということは誰が見てもわかることじゃないですか。だから、違法かどうかはお伺いしませんが、私はあくまでも違法性はあると思っています。法規審査会はこの答弁に関して答えるべくではないとの答弁でございますが、今日せっかく各支所長の方々お見えになっていますので、どのよう

な考えなのか、あまり長くない時間で、私の持ち時間なくなると困りますので、簡単に見解を8名の方々にお伺いできたらと思いますが、どうでしょうか。

○議長（加藤 勲君） 誠に申し訳ございませんが、発言者に申し上げます。市長以外の答弁は認めておりませんので、市長から……、市長が指名すればできますけれども、あなたからこの人この人ということはできません。

○127番（鈴木隆太郎君） 市長にお願いできませんか。

○議長（加藤 勲君） 栗林市長。

○市長（栗林次美君） 鈴木議員の、いろいろみんなで苦勞して汗を流して対等で合併しようということで、議員の報酬の関係についてだけ差がついてしまったというそういう心情的なことはわかりますけれども、法定協議の中で十分この問題を議論しながら、やっぱり将来の大仙市、スタート切った場合の大仙市のことを考えて、報酬については従来のものでいこうと、こういう結論を出されたのが議会の皆さんであり、法定協議会であったと思います。その結論を大事にしなければならないと思います。私ども行政を預かっている者として、法令に違法性があるようなもの、そういう曖昧なものを我々は扱うわけにはまいらないわけであります。違法性が100%ないということで今申し上げているわけであります。この辺を曖昧にしていまいますと様々な問題についてもご指摘を受けざるを得ないわけであります。そのために庁内ではありますけれども、法令の審査の委員会をつくっております。ただこれは庁内の委員会であります。専門家の委員会ではありませんけれども、行政の中でも法令を勉強し、詳しい人間を中心にして大仙市庁舎内だけではなくて、必要とあれば県、あるいは関係弁護士と相談しながら、我々が出していく様々な条例や制度について法令の違反というのは100%ないということを確認しながら我々作業をするのが仕事であろうと思います。そういう考え方で我々は仕事をしているつもりでありますので、ご理解を願いたいと思います。この問題につきましても心情的にはなかなかご理解できない点があるかと思いますが、冒頭申し上げましたとおり合併協議の中でそれぞれの議会も含めて法定協議会でこういう形でまとめあげたもの、これは決して法令に抵触するものではない、そういうことでまとめあげたものでありますので、そういうご理解をお願いしたいと思います。

なお、各それぞれの総合支所長からというお話がありましたけれども、この件については直接関係がございませんので答弁はさせませんので、ご了解願いたいと思います。

○議長（加藤 勲君） ただいまの答弁で第3回の我々みんなで決めた、3回で終わりだ

というふうなことをよく覚えていてください。

これで127番鈴木隆太郎君の質疑を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

○議長（加藤 勲君） 本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、6月20日、本会議第5日を定刻に開議いたします。

散会いたします。ご苦労さまでございました。

午後 2時57分 散 会

○議会事務局長（田口誠一君） 申し訳ございません。事務局からご連絡でございます。

本日の会議は全て終了いたしました。特別に議員各位の方に議長の方からご相談したい事項がございますので、若干の時間をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、議長お願いします。

○議長（加藤 勲君） 大変皆さんの時間のないところ申し訳ございませんが、ひとつご相談とお願いがございまして、ちょっと時間をお借りしたいと思います。

今次定例会の市長表明の中で、助役、監査委員等の特別職の選任について提案する旨の発言がございました。これに関しまして議員のうちから選任する監査委員について、6月10日付けで市長から公文書で議長へ推薦の依頼がございまして、ついでには各議員にお諮りいたしますが、議会選出の監査委員の推薦につきましては、その方法、人選等につきまして、議会運営委員会に委任していただきたいと思いますというふうなお願いでございます。いかがなものでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） どうもありがとうございました。

お諮りいたします。議会選出の監査委員の推薦については、議会運営委員会に一任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） 異議なしと認めます。議会選出の監査委員の推薦については、議会運営委員会に一任することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○議会事務局長（田口誠一君）　突然で大変申し訳ございませんでした。それで、この件につきまして直ちに議会運営委員会を開催したいと思いますけれども、休憩を１５分取りまして、３時１５分から議会運営委員会をお願いいたします。

以上でございます。

午後　２時５８分

